

環境社会配慮助言委員会 第98回 全体会合

日時 2019年1月11日（金） 14:00～16:56

場所 JICA本部 113会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮審査役
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター（JANIC） 政策アドバイザー
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパ ン（CI ジャパン） 代表理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
村瀬 憲昭	審査部 環境社会配慮監理課 課長
小島 眸美	アフリカ部 アフリカ部第一課
土生 真弘	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
新井 雄喜	審査部 環境社会配慮監理課
折田 朋美	企画部 参事役

午後2時00分開会

○永井 定刻の2時となりましたけれども、始めてよろしいでしょうか。

では、ただいまよりJICA環境社会配慮助言委員会第98回全体会合を開催させていただきます。

冒頭、事務局から注意事項がございまして、ご報告させていただきます。

まず、マイクの使用の注意点でございます。逐語議事録を作成しております関係で、ご発言される際は、必ずマイクを使用してご発言いただきますようお願いいたします。ご発言の際にマイクをオンにし、ご発言が終わりましたらオフにさせていただきませうようお願いいたします。マイクは三、四人に1本程度でのご使用となっております。恐れ入りますが、適宜マイクを回していただくようなご協力をいただけますようお願いいたします。これがマイクの使用に関する注意点でございます。

2点目、本日はオブザーバー参加の方が4名いらっしゃいます。株式会社三菱UFJ銀行の大高様、三井住友銀行の御林様、国際環境NGO FoE Japanの杉浦様と深草様。FoEJの方はまだいらっしゃっていませんが、オブザーバー参加するとご報告いただいております。オブザーバーの方におかれましても、本会議は録音されており、後日ホームページで議事録が公開されます。そのため、発言いただく際は以下の点にご留意いただければと思います。

まず、1点目ですけれども、助言委員会の設置要綱において、オブザーバーの方がご発言する際には、議事進行役が了承すれば発言できるとなっておりますので、オブザーバーの方で発言いただく際には挙手いただきまして、委員長の判断のものとで発言いただければと思います。そして、初めに発言される場合には、ご所属とお名前を名乗っていただければと思います。

以上でございます。

それでは、委員長よろしくをお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、本日は第98回の全体会合でございます。本年最初の機会でございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、最初がワーキンググループのスケジュール確認ということでよろしいでしょうか。

○永井 はい、事務局から失礼させていただきます。

議事次第の裏のページを見ていただけますでしょうか。2月、3月のワーキンググループの予定日を記載させていただいております。担当委員につきまして、丸がついているところは既にご了承いただいているところでございます。3月1日以降につきましては、事務局でランダムに振り分けさせていただきました。こちらの日程で不都合があれば、この場で言ういただければと思います。

重田委員。

- 重田委員 3月18日は出張でいないと思います。
- 永井 3月18日は出張でご不在、承知いたしました。
- 寺原委員 寺原でございます。3月11日は都合が悪いので、18日にお願いします。
以上です。
- 永井 承知いたしました。
林委員。
- 林副委員長 2月18日のかわりに、今25日が3人なので、そちらに入れていただけたらというのが一つ。
- 永井 はい、承知いたしました。
- 林副委員長 あと、3月が15日に入っているんですが、22日とかというのは、もし可能であれば。
- 永井 はい、5人でもワーキンググループを開催できますので、よろしく願いいたします。
木口委員。
- 木口委員 3月15日は都合がつかないんですが、申しわけないんですが、ここに挙がっている日程で振り分けられる日がないので、ご了承いただければと思います。
- 永井 わかりました。
石田委員、お願いいたします。
- 石田委員 2月22日が先約があるので、2月のどこか、もし足りないところがあれば入れていただければと思います。
- 永井 2月18日が、今3名なので。
- 石田委員 では、そちらにお願いします。
- 永井 そちらに移動させていただきます。
ほかにありますでしょうか。
そうすると、3月15日が今2名なので、こちら、もしよろしければ、今の段階で参加できそうな方がいらっしゃいましたら。
作本委員。では、こちら作本委員を追加させていただきます。
追ってまたワーキンググループが開催されることになりましたら、人数が足りないところに関しては募集をかけさせていただきたいと思っております。
以上でございます。
- 原嶋委員長 それでは、続きまして、ワーキンググループの会合報告と助言文書の確定ということで、本日は1件予定をしております。
ケニア国の、これはモンバサ港ですよね、そのブリッジ建設事業ということで、この件について村山先生に主査をお願いしておりますので、ご報告お願い申し上げます。
- 村山委員 それでは、資料に基づいて報告をさせていただきます。
この事業は、既に案件説明のとおり、ケニアの海岸沿いにあるモンバサ州、それが

らリコニ地区をつなぐ橋梁建設ということです。橋自体は1.3km程度ですが、取りつけ道路等を含めると10kmを超える事業になっています。

ワーキングについては、12月21日に開催されて、3時間半程度と少し長くなりましたが、全体で質問、コメントを含めて84件の項目が出されました。委員としては、こちらにあるとおり石田委員、久保田委員、作本委員、谷本委員と私です。久保田委員は当日ご欠席でしたが、メール審議にて参加をされています。年末年始を挟みましたが、これまでの時点でまとめられているのが次のページの助言案ということで、全体で8件になります。

まず、全体事項ですが、この事業の運営・管理の段階で予算や人員の確保、それから点検、修理、事故への対応といったことを、これまでの経験を十分生かして、この案件についても反映させるようにということが一つです。

それから、環境配慮は2件で、1つはPM2.5、大気污染の関係です。現状、既に健康によくないレベルという状況にある。それに加えて、この事業が始まって、脆弱な対象者がいるような施設への影響が懸念されるということで、この点に関する適切、有効な対策をとるようにというのが一つです。

もう一つは廃棄物の関係で、この地区で3分の1程度は不法投棄されている。こういった状況を考えると、この事業で発生する廃棄物についても十分注意をしたほうがいいということで、適切な処理が行われるようモニタリングで確認することが挙げられています。

残りの番号4番から8番までが社会配慮ということで、最初の4番が、学校や教会という地区の重要な施設が移転対象になっているという状況があります。これに対して補償の方策を考えられているのですが、中には金銭補償だけで終わるというようなことも出てきて、地元との協議は進められていますが、その内容について明確にした上で最終報告にも記述してほしいということが一つです。

それから、橋梁建設に伴ってフェリーの需要が低下する。これまでフェリーを使っていたところに橋梁を建設することになります。その分、これまでフェリーを使っていたことによる周辺の利用者、特に歩行で利用している人たちが、橋梁はなかなか使えないだろう。それから、交通利用者を対象にした商業を行っているような露天商だったりするんですが、そういった人たちへの対応とか、ステークホルダー会議の中では、障害者への支援ということも挙がっていました。この点について十分検討して、記述をしてほしいというのが5番目です。

6番から8番までは漁業関係ということで、橋梁それから取りつけ道路ということなので、港湾について直接的な影響はないのですが、間接的にすぐ隣にあるクリークへの影響が懸念をされています。これは論点にも挙がっていますが、こういったクリークで漁業をしている地元の漁業者、漁民に対する影響ということで、この点に対する負の影響を明確にすること。

それから、この事業に伴って、これまで使われている水揚げ場を、建設期間中、一時的に移転しないといけないということがあります。場合によっては、この移転される場所へのアクセスというところが問題になるかもしれないということがありますので、この点について、十分漁民の利便性を考慮してほしいというのが7番目です。

最後、8番目はこのクリークのことですが、非常に地元の漁民にとっては重要な地区である。漁業だけではなくて、海洋生物にとっても重要な地区である。この地区にマングローブも生息しているということがあります。この点を考慮して、調査や施工工事、それから橋梁のモニタリング段階においてタイムリーな情報提供を行うべきであるということが8番目に挙がっています。

これらに関係して、主な論点ということで、今回は2点挙がっています。

一つは、先ほども挙げましたようなクリークにおけるマングローブ林、それから漁業への影響ということで、この点に関する議論が結構あったのですが、マングローブ林については、既にDFRの中でも検討されていて、シルトカーテンの設置や集水柵の設置等といったものによって影響を回避、緩和という説明がありました。

漁業への影響については、この地域を管理している団体と協議をした結果、先ほど申し上げたような、水揚げ場の移転が一時的に必要なというようなことがわかってきた。必要な補償、それからアクセス制限に対する影響緩和ということも考えられているということが説明されました。

2番目として、フェリーがなくなるわけではなくて、歩行者等の利用者が、橋梁ができてはまだ需要が見込まれますので、この辺については補助金を提供するということが考えられているという説明がありました。

そのほか、露天商への収入等も考慮して、橋梁建設がなされた後に、付近に建設される予定の商業施設等への移転も含めた形で、現地の政府が対応するよという申し入れをするということが、現在説明として挙がってきているという状況です。

以上が主な論点ということで挙げられているものです。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、ワーキンググループに参加されたほかの委員から、何か補足がありましたらお願いします。さらに、全体にわたってご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

1点だけ確認させていただきたいのは、2番でPM2.5の数値が既にある程度高いということですがけれども、事業から言うと、この事業そのものというより、この周辺に何か大きな汚染源があるように感じられますけれども、この汚染源というのは何なのかということについてご議論はあったのか教えていただきたいんですけれども。

○村山委員 今思い出せる範囲では、特に汚染源が特定されているというわけではなくて、都市化が進んでいく中でこういった状況になっている。

ただ、日本におけるような排気ガスによる上昇というよりは、ほこり等がこの中に

結構入っているというようなことがあったように思います。

○原嶋委員長 ほかに。

○鈴木委員 1点教えてほしいんですけども、論点の中に、マングローブ林への影響回避のために集水柵を設けるといふのがあつたんですけども、集水柵自体はどこかにつながつていふとかといふ、イメージがあまりできないんですけども、集水柵の設置と影響の回避といふのが。シルトカーテンのほうは想像できますけれども、そこを教えてください。

○村山委員 JICAのほうから説明をしていただければ。

○小島 アフリカー課で案件を担当しています小島です。

集水柵の設置は予定しておりますが、場所に関しては未定です。また、最終的には海上、及びクリークに流れるというように考えております。

○土生 補足ですけども、集水柵をどこに設置するかといふのは、今後、施工計画を考える中で決めていく部分になりますけれども、土砂とかいったものを沈殿させて、上澄みのものを流すという部分では、最終的には海に流れるという形になると思ひます。

○谷本委員 今、JICAさんのほうから説明がありましたように、この部分は道路、盛り土の部分から降雨等でやはり土砂が流れる。それで、キャッチのドレーンをまとめて一つの柵によるところに集めて、土砂をろ過する。柵に沈殿した土砂は取り除くとしていて土砂分を含まないような水をクリーク等に流していくというふうなことで、集水柵というふうなことがよく使われていると思ひます。

○鈴木委員 その場合だったら、「沈殿槽」と書いたほうがはっきりすると思ひます。集水ますといふのは、集水柵で集めて、どこかへつなげているのが普通なわけだから、最終的な目的と機能といふのを考えれば、沈殿させて、分離して、水だけ流して、土砂の流入を防止するといふのだったら、それは「沈殿槽」と書く方がいいと思ひけれども。

以上です。

○原嶋委員長 今のご提案をお受けして直しますか。

○小島 当課としては「沈殿槽」と書きかえた方が、分かりやすいのであれば、修正については問題ございません。

○作本委員 今、こちらの論点で「集水柵」と使っているんですけども、今お話しのような方法に変えた場合に、本当に技術的に大丈夫なのかどうか、私は全く知識を持ち得ないんですけども、この中で理系の方で、こういうふうなことに詳しい方がもしおられれば、ぜひこれをサポートするふうなご意見でも伺いたいと思ひますが、いかがでしょうか。このまますぐに置きかえていいものかどうか、慎重にならざるを得ないという気がします。

○山岡委員 通常、「集水柵」といふと、いわゆる側溝とか排水溝に設けるとい

うことが多いと思うんですけども、そうした場合に、排水溝にそういうものがないと、いわゆる汚泥とか土砂がそのまま流れて行く可能性があるので、一旦集水柵をつくることによって、そこに汚泥が沈殿して上水だけを流すということで、よくこれはやられる方法ではあると思います。ただ、規模としては非常に小さくて、何カ所かに設置することによって効果があるものだというふうに思います。

「沈殿槽」というのは、目的は同じかもしれませんが、もうちょっと大規模な施設になるのかなと思いますので、どちらが適切かというのは私もわかりませんが、集水柵も、一応効果はあるのではないかなというふうに思います。

○石田委員 議論のプロセスを思い出すと、「シルトカーテン」や「集水柵」という用語が、事前質問に対していただいた回答表に、「こういう対策をします」ということで、もう既に出てきていたんです。ということは、技術的に集水柵かなと思っていたので、別に私も気にしなかったんです。

今、「集水柵」か、「沈殿槽」と言うか、どちらかということであれば、一番現場で調査をされている調査団に一度確認をされたほうが、文脈として適切な用語が残るような気がします。

○作本委員 もう既に石田委員が全部しゃべってくれましたので。

○原嶋委員長 一応、機能的には、水を集めて、砂と水を分離して砂を回収するというか、確保するということですので、いずれの機能も果たしているということなので、特に大きな異論がなければ現状の文言を尊重させていただくということではいかがでしょうか。

鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員 「えっ」だけでも、それでいいならいいですけども、土木の人に一応聞いたほうがいいと思う。土木のコンサルですか。

○小島 土木の担当の者もおります。

○鈴木委員 それで、集水柵の設置ピッチとか、大きさとかも含めて、「沈殿槽」と書いたほうがいいんじゃないかという意見を出した委員がいたということを伝えてくれますか。それで私は結構です。ありがとうございました。

○小島 調査団に伝えさせていただきます。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

それでは、助言文につきましては、ワーキンググループからのご提案のとおりということで確定をさせていただきたいと思います。

論点については、幾つかコメントがございましたので、また調査団と確認をとっていただくということでよろしくをお願いします。

どうもありがとうございました。

続きまして4番目、モニタリング段階の報告ということでございます。モニタリング段階にある案件の進捗について、準備ができ次第ご報告をお願いします。

○新井 大変お待たせいたしました。審査部環境社会配慮監理課の新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、モニタリング段階にある案件の進捗状況について報告をさせていただきたいと思います。

このモニタリング段階の進捗報告につきましては、事業実施段階に入っているカテゴリA案件について報告することになっておりまして、特にカテゴリAの案件の中でも、公開合意を行っている案件について、半年に1度、各案件につき1回ずつ報告を行うこととなっております。今回は、昨年7月の全体会で報告を行っております。

個別案件のモニタリング結果につきましては、2017年7月の全体会で、報告のタイミングについては、各案件の状況を勘案して、環境・社会モニタリングの両方において一定程度情報が出そろった段階で、報告可能な段階になったものから、順次助言委員会で報告するという形で整理をさせていただいております。

今日は、スライドのモニタリング対象案件リストに基づきまして、全体の進捗を簡単に報告させていただきます。

ただ、個別案件の詳細のモニタリング結果報告につきましては、本日はなくて、次回以降、早い段階で行っていきたくと思います。

これからごらんいただきます、こちらの案件リスト、パワーポイント資料の見方について簡単に説明させていただきます。

現在、合意締結済みのカテゴリA案件というのは、全部で47件ございます。前回と比べて、合計で4件増加しております。

モニタリング結果の報告につきましては、相手国と合意されたもののみ、公開後、報告することとなっております。表の中の濃い網かけのセルの案件、ダークグリーンになっているものにつきましては、環境・社会ともに合意が得られなかった、公開報告ができない案件となります。これは、JICAからは公開していただくように働きかけを行ったんですけれども、先方政府の事情、政策、法律等によって公開合意に至らなかった案件ということになります。こういった案件につきましては、申しわけございませんが、助言委員会では報告を行うことができないことになっております。

また、この薄い網かけ部分、グリーンのセルの案件につきましては、環境モニタリング結果のみ公開の合意が得られている。社会面については合意が得られなかった案件となります。

そして、色が無い真っ白の案件につきましては、環境・社会ともに合意が得られている案件ということになります。

この表の右2列についてご説明しますが、一番右から2番目の「進捗」という列の欄につきましては、前回の報告、昨年の7月以降で事業進捗の段階に変更があったものについては、変更した上で下線を引いております。

一番右の「モニタリング結果の対象期間」という列につきましては、モニタリング

が実施された期間。いつモニタリングが行われて、いつのデータがホームページ上に公開されているかということを示す欄になります。

なお、インドネシアのジャワ・スマトラ連携送電線事業という案件は、前回まで、4月までは新規事業としてこちらのリストに載っていたんですけども、当初、新規事業という認識で載っていたんですけども、改めて確認いたしましたところ、「旧ガイドライン」と呼んでおりますが、JBIC2002年の適用案件であることが判明しました関係で、こちらの、今のJICA2010年のガイドラインですけども、JBIC2002年の適用案件につきましては、助言委員会の対象外の案件ということになってしまいますので、今回、リストから削除させていただいております。

それでは、個々の案件について、モニタリングレポートの提出状況ですとか、公開状況等について、特に最近動きがあった案件を中心に、要点を簡単に報告させていただきたいと思っております。

まず、案件番号1番ですけども、ベトナム南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）につきましては、進捗としましては事業実施中となっております。2018年第3四半期の環境モニタリング結果が提出されまして、ホームページ上で公開されております。大気質、騒音・振動、水質、廃棄物等のモニタリング結果を公開されておりました、環境面での各項目の基準値は満たしております、特に問題は確認されておられません。

2番のエジプトは、動きがございませんので割愛させていただきます。

3番ですけども、インド、デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3。こちらは供用段階、工事が終わっている段階に入っております、モニタリング結果の提出について働きかけを行いました結果、2018年の第1四半期分のモニタリングレポートが最近提出されまして、現在、審査部内で確認を行っているところです。近日中に公開予定となっております。

4番は公開合意に至らなかったもので、飛ばさせていただきます、次に5番目のフィリピン中部ルソン接続高速道路建設事業。こちらにつきましては事業実施中で、2018年第3四半期分のモニタリングレポートが提出されて、審査部内での確認を経て、環境モニタリング結果がホームページで公開されております。大気、水質、騒音・振動、生態系に関するモニタリング結果が公開されております。

これにつきましては、水質と騒音につきまして、一部基準値を超過している点が確認されましたので、こちらから緩和策の見直しについて実施機関に依頼を行っているところです。

次のページになります。

6番、バヌアツ、ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業。こちらは事業実施中で、覚えていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、2017年6月に個別に報告をさせていただいております。現在、サンゴ礁のオフセットといいまして、この

オフセットというのは何かと申しますと、この事業によってサンゴ礁に影響が及んでしまうので、その影響を相殺できるように、劣化しているサンゴ礁区域を保護区に指定して、自然状況下で増やしていこうという試みを行っている事業です。そのオフセットの実施に向けて準備を進めているところでございます。

2018年第4四半期分のモニタリングレポートが提出されておりまして、公開されております。生態系、水質、サンゴの移植を行っていますので、サンゴ等についてのモニタリング結果も公開されております。

次に、7、8を飛ばさせていただきます、9番のフィリピン、新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業ですけれども、こちらも事業を実施中で、2017年の第4四半期分のモニタリングレポートについては公開されているんですけれども、その後、モニタリングレポートの提出がなかなかないので、引き続きモニタリング結果の提出の催促を行っているところでございます。

10番、カンボジア国道5号線改修事業（バタンバンーシソポン間）につきましては、こちらも事業実施中。2018年第2四半期分のモニタリングレポートが提出されて、公開されております。大気、水質、騒音・振動、廃棄物、生態系等のモニタリング結果が公開されております。

続きまして次のページ、11番を飛ばさせていただきます、12番、インド、ムンバイメトロ3号線建設事業。こちらは事業実施中で、2018年第2四半期分のモニタリングレポートが提出されて、公開されております。騒音や大気質に関するモニタリング結果が公開されております。

その後、新たなモニタリングレポート、2018年第3四半期分が提出されておりまして、現在確認中で、近日中に公開を予定しております。

続きまして13番、モザンビーク、マンディンバーリシンガ間道路改善事業。こちらも事業実施中で、工事開始後に2018年第4四半期分のモニタリングレポートが提出されておりまして、ホームページ上で公開済みです。大気、水質、騒音、廃棄物等に係るモニタリング結果が公開されておりますが、この案件につきましては、騒音について基準値を超えている項目が確認されましたので、工事時間の制限等、緩和策を徹底していただくように実施機関に働きかけを行っているところです。

14番、ベトナム、ハノイ市環状3号線整備事業ですけれども、こちらも事業実施中です。2018年4月に工事着工しておりますが、2018年第3四半期分のモニタリングレポートが提出されまして、ホームページ上で公開されております。大気、水質、騒音・振動等に関するモニタリング結果が公開されております。

次のスリランカは、飛ばさせていただきます。

次のページですけれども、16番は先ほどご説明した案件の2期目となりますので、割愛させていただきます。

17番、ミャンマー、ティラワ経済特別区（Class A区域）開発事業。こちらは2018

年第4四半期分のモニタリングレポートが提出されまして、ホームページ上で公開しております。本件は工事が終了して供用段階に入っております、既に入居企業が運営を開始しているところです。大気、水質、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物等のモニタリング結果が公開されております。特段の苦情、被害等は、報告はされておられません。

18番は公開合意が得られていなくて、19番は動きがないので飛ばさせていただいて、20番、チュニジア、ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業。こちらは事業実施中で、工事開始後に2018年第3四半期分のモニタリングレポートが提出されまして、公開されております。大気、水質、騒音、生態系等に関するモニタリング結果が公開されております。

次のページにまいりまして、21番、コスタリカ、グアナカステ地熱開発セクターローンですけれども、こちらは事業実施中です。2018年第3四半期分のモニタリングレポートが、実は最近提出されまして、現在確認中です。近日中に公開を予定しております。

22番は動きがないので飛ばしまして、23番、ウズベキスタン、トゥラクルガン火力発電所建設事業。こちらは事業実施中で、2018年第3四半期分のモニタリングレポートが提出されておまして、ホームページ上で公開されております。工事による大気、騒音、廃棄物等のモニタリング結果が公開されておまして、各モニタリング項目の基準値を満たして、特段の問題は確認されておられません。社会面でも、住民移転等完了済みで、苦情等は確認されておられません。

24番は動きがないので、25番、カメルーン、パチェンガーレナ間道路整備事業。こちらは事業実施中で、モニタリングレポートがまだ提出されておられませんので、催促を行っているところです。現在、モニタリングを実施できるコンサルタントを調達中で、本格的にモニタリングが開始された段階で、個別に報告はさせていただく予定でおります。

続きまして、26番は動きがありませんので、27番、インド、レンガリ灌漑事業。こちらにつきましては、大変申しわけございませんが、こちらの資料に誤りがございまして、「調達手続中」というふうになっておりますが、こちらが更新されまして、「事業実施中」になっております。2018年第1四半期のモニタリングレポートが提出されておまして、ホームページ上にも公開済みです。大気、水質、騒音・振動等のモニタリング結果が公開されております。

その後ですけれども、また先ほど申し上げた案件の2期目等の案件、あるいは動きがない案件を飛ばさせていただきます。また非公開、公開合意がとれていない案件は飛ばさせていただきますと、次が42番になります。ミャンマー、ティラワ経済特別区（Zone B区域フェーズ1）開発事業。こちらは海外投融資案件になりますが、こちらでも事業実施中で、2018年5月の全体会合で報告済みです。その際に報告させていただいたモニタリング結果、2017年の第4四半期分というのがホームページ上で公開され

てございます。

ほか、この後の案件が新しく追加された案件なんですけれども、動きがないか、もしくは公開合意がとれていない案件となります。

以上になります。全体を通じまして、私ども環境社会配慮監理課としましては、とにかく地道に、継続的に実施機関にモニタリングの重要性ですとか、モニタリングレポートを提出してくださいということを、働きかけを行ってございまして、その結果、徐々にモニタリングレポートが提出されるようになってきているかと思っております。今後も、引き続き先方への働きかけを継続してまいりたいと思っております。

そして、既に本日申し上げたモニタリングレポートが公開されている案件につきましては、来月以降の早い段階で、個別の案件のモニタリング結果の報告について、詳細をご説明させていただく予定でおります。

これで、私からの報告は以上とさせていただきたいと思っておりますが、何かご質問等あればお願いいたします。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今ありましたとおり、ご質問やコメントがございましたら挙手をお願いします。

○石田委員 個別の案件での質問なんですけど、6番のバヌアツです。

バヌアツでサンゴ礁の回復状況ないしは移植のモニタリングをされているということ、存じ上げていますけれども、実際どのような状況なんですか。サンゴの移植は結構難しいと思うんですが、もし何か困っていることとか、問題点とか、それに加えて進捗、どの程度リカバリーできているとかいうようなことがあれば、教えていただければと思います。

○村瀬 今のバヌアツのサンゴ礁オフセットの話ですけれども、監理課のスタッフが12月に現地に行きまして、オフセットの候補地を幾つか挙げて、現地の実施機関と協議をしてまいりました。その協議の結果を踏まえて、この年明けから、バヌアツ側が主導して保護区の設定をしていくこととなります。保護区が設定されました後に、オフセット事業が始まるというような段取りになります。

オフセット事業が始まるころになって、また担当事業部が現地に出向いて、実際に実施機関が主導して、どのような形で保護、管理をしていくかという状況を確認した上で、助言委員の皆様にも、実際のモニタリング・監理の状況を報告させていただく予定です。監理段階の案件の数が増えてまいりましたので、通常は、先ほど新井から説明がありましたように、監理段階の案件をまとめて半期に一度報告しています。また、本格的にモニタリング結果が出そろったときに一回、案件概要とともに個別案件のモニタリング結果をご説明することにしております。バヌアツ案件については、個別案件としてモニタリング結果を報告した際に、影響緩和策として実施したサンゴ礁の移植がうまくいっていないということと、追加緩和策としてオフセットを企画する

ことをお伝えしました。このような経緯もありまして、担当部が出張に行った後、また経過について報告させていただき予定としております。

以上です。

○石田委員 ご説明ありがとうございます。私も一、二度説明を受けたような気がするんですが、よく覚えていなくてすみません。結局、バナアツの場合、やはり移植が難しく、場所だとか、種の問題があったのではないかと思います。それで、保護区を設定することでオフセットにしようという流れだというふうに理解していいんでしょうか。

○村瀬 そのとおりです。さんご礁の移植の状況は継続してモニタリングしておりますが、依然として移植後の状況はよくないということであり、回復傾向が見られないということです。引き続き実施機関との間では、オフセットの保護区設定をした上で、保護区としたところのモニタリングを進めていくということを確認しております。

○石田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○掛川委員 黒い色での色書きの部分なんですけれども、こちらのほうは双方政府で合意が得られていないので、内容については公開されないということなんですけれども、モニタリングが実施されているということは確認されていると理解してよろしいですか。

○新井 はい、おっしゃるとおりモニタリングは行っていて、モニタリング結果は、JICAの中では確認をしております。

○掛川委員 ありがとうございます。

もう一つ、薄い網かけのほうなんですけれども、こちら約1年ぐらいモニタリングの結果が出ていないということなんですけれども、こちら報告書はまだ出ていないけれども、この決められた時期にはモニタリングは実施されたということでもよろしいんですか。それともモニタリング自体が滞っているということなんですでしょうか。

○新井 両方あるかと思えます。モニタリングが、場合によっては何らかの事情があって実施できていないことの可能性もございまして、何かしらやっちはいるけれども、それがうまくJICAに報告されないという場合もあると思えます。その辺の詳細を確認した上で対応していく必要があるということだと思います。

○原嶋委員長 今の薄い網かけでの違いは、濃いのは全て非公開で、薄いのはRAP結果のみ非公開という違いでよろしいですね。

○新井 そうです。おっしゃるとおりです。

○原嶋委員長 よろしいですか。

○織田委員 今のご質問と関連するんですけれども、モニタリングについては、まだあまり報告がないところにはお願いをしていらっしゃるというふうにおっしゃって

たんですが、公開にあまり積極的ではないという場合は、どのような働きかけをなさっているのでしょうか。

○原嶋委員長 現状で言いますと、黒い、一番濃い色の16件ありまして、そのうち10件はバングラデシュ。これは、その傾向はあまり変わっていないのかもしれませんが。

○新井 基本的に、審査時のJICAから派遣するミッションで、モニタリングを公開していただけないかという働きかけを行っているんですが、合意に至らなくてできなかったということが、特にバングラデシュは多いということになります。

○永井 事務局から。既に公開しないことで合意してしまっている案件については、なかなか改めて実施段階において公開しようと求めても難しいものがあるので、新規案件の審査のタイミングで、改めて、例えばバングラデシュにおいて、ずっと今まで非公開だったんですけれども、この前、ジャムナ橋の鉄道、初めて公開を合意してくれた案件がありまして、そのような形で、やはり今までは公開していなかったかもしれないけれども、それを諦めずに、個別案件ベースで働きかける必要があると思っています。こういう形で、できるだけ公開するように努めております。

○原嶋委員長 ほかによろしいでしょうか。

○村山委員 内容のことではないのですけれども、情報公開について、今確認をすると、最新のものしか出ていないようですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○新井 そういうわけではございますので、ホームページに載っているものが、最新のものを載せさせていただいているということになります。

○村山委員 新しいものを載せるのはいいとは思いますが、モニタリングなので、それぞれの時期に違いが出てくる可能性もあるので、できればモニタリングの報告は、それぞれの期について、全て載せていただくようにしていただいたほうがいいと思います。中には、最新の報告書の中に過去のデータが入っているものもあるように思いますが、できるだけ過去のものも全て掲載をするという方向で検討をお願いしたいと思います。

○原嶋委員長 今のに関連して1つ、公開の合意については、その公開期間なんかについて、そのタームというか、条件が入っているんですか。それとも、特にリミットなしなんでしょうか。例えば、この件についてのモニタリング結果の公開期間について、何か条件づけみたいなものがあるんですか。それとも、そういった条件は特になしですか。

○新井 案件ごとに、何年間、どれぐらいの頻度でモニタリング結果を公開する、レポートを提出するというように合意をされていて。

○原嶋委員長 それをJICAとしてホームページにアップしていくということの時間的な制約というのは設けているんですか。

○新井 そうですね、基本的には審査時の合意のときに、この案件についてはプロジェクトが終わった後2年後まで、あるいは3年後までモニタリング結果を出すというこ

とを合意して、さらにそれをホームページ上に公開しますということについて合意していれば、そのようにするということになります。

○原嶋委員長 そういうことであれば、村山先生からご指摘のとおり、時系列でそういった情報に我々がアクセスできるような環境を整えることも不可能ではないと思うので、工夫をしていただくことは可能ではないかと思うので、ご検討いただきたいということだと思うんですけれども。

○新井 ご意見ありがとうございます。内部で検討させていただきます。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。

○重田委員 RAP、環境社会配慮についても、やっぱり同じように、最初からモニタリングは公開するけれども、RAPについては公開しないことが最初に決められている。それはケースバイケースなんですか、教えてください。

○新井 はい、ケースバイケースで決まっています。

○重田委員 途中でそれが変わるということもあり得るんですか。RAPについて後から公開するということ。

○新井 RAP、住民移転計画については、カテゴリAは公開することになっているんですが、ただ、モニタリング結果を公開するかどうかについては、案件によってケースバイケースで、公開したり、公開しなかったりということが審査時に決められるということなんです。

○重田委員 ここのグレーの部分は、後から公開されるということになるんですか。

○新井 モニタリング結果については、公開できないということになってしまった案件については、モニタリング結果は公開されないということです。

○重田委員 その下の薄いグレーの部分は。

○原嶋委員長 グレーについては、RAPのモニタリング結果は公開することに合意していないということですよ。あれは公開されないということです。

○重田委員 RAPのモニタリング結果ですね、公開していないということですね。

○原嶋委員長 環境については公開するということですよ。この表のグレーです。

○新井 そうですね、白黒で言いますと、濃いグレーになっているものは両方公開できないんですが、薄いグレーにつきましては、環境のみは公開しておいて、社会のみ公開できないということです。

○原嶋委員長 今ご指摘の点は、グレーの薄いほうだと思います。これについては、環境モニタリング結果については公開を合意しているけれども、RAPのモニタリングについては公開を合意していない、そういう違いということで理解してよろしいですか。

○作本委員 今の配付されているこのガイドラインの中を、ずっと見ていたんですけども、13ページにモニタリングの扱い、やはり微妙に、うまく使い分けをしながらガイドラインの説明をされている。原則を全部に押しつけるのではなくて、特にその中

でもA、B、FIの事業については、「原則として」と入れつつ、相手国の協力を得ながらやるという、やっぱり若干間接的な、そういう手法も用いながら説明されている。

2番目の2項の方では、またこれを「必要がある」と、JICAのスタンスとして必要がある場合ということを出している。

やはり、相手国の政治的民主化度にもよりますので、私も今民主化の進展を見ているけれども、なかなか理想的な、欧米的な民主化に馴染んでいるアジアの国はほとんどないんです。形だけ、参政権というところでいけますけれども、なかなか民主化は難しいところで、やはり相手国の協力を排除してまで、またなくしてまでこういうことを公開とかを強行するのはなかなか難しいかと思うんです。そういう意味では段階的に、このバングラデシュの場合が特に注目されますけれども、JICAさんの働きかけ手法は、やはり方法も含めて、とても適切なんではないかなと思います。

33ページに今のRAPも、「RAP」という言葉を使っておられませんけれども、具体的にモニタリングが必要とされる対象項目というのはリストになっていますよね。

新規にガイドラインを改定するときあたりも、今アジアの国は民主化しつつありますから、そういう動きを念頭に置きながら考えてみるというのは一考かもしれません。印象ですが。

○木口委員 ご説明ありがとうございました。17番のミャンマーのティラワの件と、42番の同じ流れの、フェーズが違いますが、プロジェクトがありまして、17番のほうは第4四半期、18年のものが公開中で、42番のほうは17年の第4四半期ということです。これは供用中と、実際今、多分工事中なので、状況が違うのはわかるんですが、42番のB区域のほうは、報告は難しいというか、遅れているという理解でよろしいでしょうか。決められたペースどおり報告されているのかちょっと気になったんですが、教えていただければと思います。

○新井 報告自体は、特に遅れていないということです。

○木口委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、よろしいでしょうか。

では、引き続き公開を広げていただくということで、ご努力いただきたいと思いません。よろしくお願いします。

○新井 どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、この議題については、一旦締めくくりにさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

続きまして、その他ということで2つございます。特に1つ目は時間も要することですので、準備ができ次第進めさせていただきたいと思えますけれども、まず1つ目ですけれども、環境ガイドラインのレビュー調査における中間報告書案に基づくご報告を事務局から頂戴したいと思っております。

○永井 事務局審査部環境社会配慮審査課、永井でございます。よろしくお願いた

します。

準備の関係で、まず最初に、すぐに終わるその他（２）の議題から先に説明させていただきます。

○原嶋委員長 では、順番を変えまして、まず2019年の全体会合の日程についてご説明いただいた後、準備ができ次第、逆にガイドラインのレビュー調査に関連するご報告をお願いしたいと思います。

○永井 まず、お配りした資料の一番最後のページについている資料、1枚紙で、スケジュール表が載っているものをごらんいただけますでしょうか。助言委員をお願いさせていただきましたときに、全体会合は月曜日もしくは金曜日に、毎月1回開催させていただきますとご連絡しておりましたが、具体的な日時をこちらのほうでご提案させていただきます。

こちらが本年の4月から来年の3月までの全体会合の日時でございます。できるだけ金曜日と月曜日、バランスよくばらけたつもりですが、会議室の関係上、これは動かしにくいものでございまして、こちらの日程で、基本的にはJICA本部での会議室になる予定でございます。ぜひ、こちらでの開催でご理解いただければと思います。申しわけございません、こちらでよろしく願いいたします。

続きまして、その他の議題の（１）環境ガイドラインレビュー調査における中間報告書案に基づくご報告でございます。

昨晩は申しわけございません、大量の資料を皆様にお送りしてしまったかと思えます。今日は中間報告書案のご説明を主に考えてございまして、またお手元に資料もございますので、そちらを見ていただき、何かご意見があれば、2週間後の1月25日金曜日までに審査部事務局のほうまでご連絡いただければと思っております。今日は、あくまでも報告書の概要についてご説明させていただく機会と考えてございます。

では、配付した資料ですけれども、確認いただけますでしょうか。全部で3つの資料がお手元にあるかと思えます。1つ目が、左上に「環境ガイドラインレビュー調査における中間報告書案」①、②、③と3つの資料がお手元にあるかと思えます。大丈夫でしょうか。こちらの①、②、③は、昨日事前に資料を送付させていただいたものでございます。

①については、2017年10月にこのレビュー調査を開始するときに、助言委員会にご説明させていただいた資料そのものでございます。ちょうど1年前、2017年9月、10月、12月の3回にわたって助言委員会で調査方法論をご説明させていただいた、その最終的な資料でございます。

次の②というのが、中間報告書案そのものでございます。

お手元の③というものが、ガイドラインの改定論点（案）というものでございます。中間報告書をベースに、ガイドライン改定の論点を整理したものでございます。

そして、ほとんど今日の昼間ですけれども、一部の方は既に家を出ていらっしゃる

て、見れてない方もいらっしゃるかと思うんですけれども、GIGAPODで大量のデータを送らせていただきました。そちらは、今日配付資料に含めてございません。

何かといいますと、今回カテゴリAを中心に調査を38件やったんですけれども、全ての38件分の調査結果。ですので38個分のファイルが入っております。1案件について10ページぐらいの調査結果なので、合計で400ページを超える、すごい大量の文書なので、そちらに関しては、大変恐縮ですが、今日は配付することはせず、ご自宅に帰られたらファイルがありますので、そちらでデータで見ただけであればと思っています。

あくまでも、そちらはベースデータ、ローデータでございますので、基本的にはこの報告書の本文と論点（案）が中心の資料になるということでございます。

まず、いきなり中間報告書を説明させていただいても、新しい委員の方がいらっしゃいますので、1年前にどういう議論をして調査方法が決まったのかという経緯を含めてご説明できればと思っております。

あと、前回も同じ質問をいただいたんですけれども、どのような立場で、助言委員としてコメントしたらいいのかというご質問がありました。こちらは個別案件のワーキンググループと同様に、組織を背負わず個人の立場で、今までの経験を踏まえて自由にご意見いただきたいと思っております。JICAは助言委員より頂戴した意見も参照の上、JICAの責任でレビュー調査を実施してまいりたいと思っております。

それでは、1年前の話に戻ります。前期の委員の方は既にもう聞いていることかもしれませんが、改めましてレビュー調査の方法案についてご説明したいと思っております。

左上の資料の①をごらんいただけますでしょうか。

こちらの資料は、JICAのホームページでも既に公開されているものでございます。

まず、JICAのガイドラインレビュー調査方法についてという資料でございます。

JICAの環境社会配慮ガイドラインには、施行後10年以内に、レビュー結果に基づく包括的な検討と、必要に応じてガイドラインの改定を行うと規定されております。具体的には、この資料の脚注1を見ていただけますでしょうか。ガイドラインの2.10条に記載があります。

本文に戻ります。ガイドライン施行後、2016年度末までに、約1,800件にガイドラインが適用されております。また、開発協力大綱、SDGsが発表され、世銀セーフガード政策改定版が世銀理事会で承認されるなど、JICAを取り巻く環境も変化しております。この当時は承認でしたけれども、世銀の新しい政策ポリシーは、今年10月から既に施行されております。

本ペーパーは、包括的な検討に必要なレビュー結果を導くために実施するレビュー調査方法を整理したものでございます。なお、レビュー調査の実施主体はJICAであり、可能な限り、ガイドライン改定と同様、透明性と説明責任を確保するように実施する予定でございます。

改めまして、脚注1をちゃんと説明したほうがいいことに気づきまして、説明させていただきます。脚注1をごらんください。

ガイドライン改定のプロセスですけれども、まず本ガイドラインの施行後10年以内に、レビュー結果に基づき、まずレビューを最初にします。その結果に基づいて包括的な検討を行う。まずレビュー調査があって、その結果が出てきて、その結果に基づいて包括的な検討を行う。その結果、必要があればガイドラインの改定を行う。ですので、まずはレビュー結果を導き出さなければならない。ですので、このレビュー調査を行うということになってございます。

では、本ペーパーに戻らせていただきます。(1)の基本方針ですけれども、JICAの責任のもと、外部の業務委託を通じ、ガイドライン運用状況、JICAを取り巻く環境変化をレビューした上で、ガイドライン改定に係る論点(案)を整理するものです。決して、「この調査によってガイドラインをこう変える」ということを調査する予定ではございません。そうではなくて、「こういうポイントがガイドライン改定の論点になるだろう」というものを導き出すための調査と考えております。

なお、助言委員会の運用見直し時の改定に係る提言は、ガイドライン改定論点に含める。

実は、助言委員会のほうで、3年前にガイドライン中間地点において一回見直し調査の会議を開いてございまして、そこで提言をいろいろと頂戴してございます。その提言についても論点(案)に含めると考えてございます。

レビュー調査の実施時期ですけれども、1年前は、2018年2月から調査を開始して、8月から9月に助言委員会で中間報告書案を説明とあったんですけれども、申しわけございません、調査自体が遅れてございまして、この2018年8月から9月の中間報告が、本日2019年1月にずれ込んだということでございます。

第2次調査を実施し、最終報告書案を、当初は2019年1月から2月と言っていましたけれども、中間報告が遅れましたので、最終報告もこれに合わせて後ろにずれ込む予定でございます。

助言委員会でもお話ししまして、この最終報告書案につきましては和文と英文を公表し、助言委員会で報告し、パブリックコメントも募集する予定でございます。

最終的に、最終報告書を和文、英文で公開するというふうに考えてございます。

レビュー対象の範囲ですけれども、まず現行ガイドラインが適用された案件、具体的に無償・有償・技協でガイドラインが適用されてございます。2016年度末までに合意文書を締結した約1,800件をレビュー対象の母数といたしました。うちカテゴリA案件は全40件、カテゴリB、C、FI案件はスキーム、セクター、地域を踏まえて60件程度サンプル抽出し、合計で100件の調査をすることになりました。

調査対象案件100件のうち、8件について現地調査を実施する予定でございます。この8件につきましても、助言委員会のほうで既にご報告させていただいております。

中間報告書の資料①の一番最後のページに、現地調査対象の8案件についてご説明申し上げます。

ですので、100件調査対象で、内8件について現地調査をやるということで、対象案件も既に決まっております。

なお、異議申し立ての本手続に進んでいる案件は、現地調査の対象としないものの、机上調査の対象とし、異議申し立て担当審査役の調査報告書、及び環境レビュー・モニタリング資料をもとにレビューをすることになっております。

今、100件と言いましたけれども、(2)の実施時期に戻っていただきたいんですけれども、第1次調査では、100件のうちカテゴリA案件と、外部環境の変化を中心に調査をさせていただきます。第2次調査というのは、カテゴリB、C、FIを中心に調査をさせていただく。ですので、本日、中間報告というのは、主にカテゴリA案件を中心とした調査結果であり、あと外部環境の変化を整理したものが中心となっております。B、C、FIは下期、後期の調査にて実施する予定でございます。

調査アイテムは2つございまして、まず一つがガイドラインの運用状況。ガイドラインに規定がある要件について、どういう運用状況であるかというのを調べる調査が1つ目でございます。

次のページが、JICAを取り巻く環境の変化。JICAの外でいろいろと状況が変わっている。例えば、世銀の新しいセーフガード政策が承認されました。SDGsですとか、インフラシステム輸出、開発協力大綱といった政府方針の公表、国際金融機関との協調融資の増加、民間連携や中小企業向けの支援といったJICAの事業を取り巻く全体の環境の変化について整理する。

大きく分けて、この2つのTORで調査をいたしました。

具体的に何を調査したのかというのが、その次の次のページの、折りたたみであるA3の大きな長い紙があると思っておりますけれども、こちらが昨年、助言委員会のほうでもご説明させていただいた資料そのものでございます。

この資料の説明ですけれども、一番左が現行のガイドラインの条文。第1章1.1というふうに、ずっと書いてあります。その右側の「調査アイテム」というのは、それぞれのガイドラインの条文に応じた調査アイテム。何を調査するかというものを整理したものでございます。一番右側が、2015年4月に助言委員会にて運用面の見直しも検討いただきましたので、そのときの提案について記載させていただきました。

こちらの項目について、レビュー調査で具体的に調査する項目ということでご報告させていただき、何件かご意見をいただきまして、この調査アイテム自体も、助言委員会の意見を踏まえてアップデートしておるものでございます。こちらのTORで調査を実施しています。細かい点は、これから中間報告でご説明する際に、あわせて報告したいと思っております。

これが昨年までの経緯だったんですけれども、ここで一回切らせていただいて、何

かご質問等あれば、よろしくお願ひいたします。

○源氏田委員 このガイドラインの見直しのやり方について伺いたいのですが、これは今回中間報告が出て、その後に最終報告が出ると思うのですが、その段階では、この助言委員会の全体会合で議論をするのか、それともワーキンググループみたいなものをつくって議論するのか教えていただけますか。

○永井 まず、レビュー調査報告書自体は、全体会合でこのような形でご意見を頂戴したい。もしくは、先ほど言ったとおり2週間で、何かご意見があれば文書でいただきたいと考えております。基本的には全体会合でご意見をいただきながら、修正した結果をご説明しながら最終報告書をつくりたいと思っています。

その先、包括的な検討となった場合には、助言委員会でもっと深い審議をしていただければと思っておりますが、具体的なやりかたは、最終報告書がまとまる段階でご相談をさせていただければと思っております。

○源氏田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 ちなみに、前回の改定のときと進め方はちょっと変わっていますよね。その違いはクリアにしておいたほうがいいと思うんですけども。

○永井 前回、2010年のこの現行ガイドラインができた際は、策定委員会を立ち上げまして、JICAとJBICの海外経済協力業務のガイドラインを統合するという関係で、一からつくるというプロセスが生じたので、策定委員会を立ち上げまして、そこで審議したという経緯がございます。

○原嶋委員長 ほかにございますか。

○重田委員 現段階での、本来は昨年8月、9月に中間報告が出る予定だったのが、今回1月に報告されたということで、今後の予定では、3カ月遅れているということ、今年の6月か7月に最終報告ということをご予定されているのでしょうか。

あと、今回の結果を受けて、皆さんからの助言を受けて第2次調査が開始されるという解釈でよろしいでしょうか。

○永井 まず、最終報告書案は、やはりこの期限では間に合わないと思いますので、おくれます。具体的にいつかということ、確かに三、四カ月遅れていますので、自然にいけばそれぐらい遅れてしまうと考えています。

第2次調査につきましては、もう既に一部調査は始まっておりますので、今回は1次調査についてご助言いただきたいと思っておりますが、それを待ってから2次調査を始めるということは考えてございません。

○重田委員 ありがとうございます。

○木口委員 ちなみに、これほど遅れた理由というのはお伺いできるのでしょうか。

○永井 今朝GIGAPODでお送りした38件分の個別案件シートの作成、やはり情報収集が、我々が思っていたよりも大変だったんです。400ページにわたる文書でございまして、個別案件について、個々のイシューについて情報収集するのに時間がかかっ

たというのが一番のところでございます。

○木口委員 ということは、今後も遅れる可能性があるということでしょうか。

○永井 ただ、2次調査については、もう既にその教訓を踏まえて情報収集を進めておりますので、そんなに遅れることはないと思っております。

○木口委員 ということは、今ご提示されている期間のスケジュールがそのまま後ろにずれるということで、大体考えておけばいいということですか。

○永井 今はそう思っておりますが、実際、正直やってみないと、今回わかりましたので、できるだけこの期間内にやりたいとは思っておりますが、遅れる場合には、またご報告はしたいと思っております。大幅に遅れる見込みになりましたら、改めて助言委員会にご報告したいと思っております。

○木口委員 ありがとうございます。

○重田委員 これが1月25日締め切りで、大体2週間ぐらいですよ。我々はこれを読み込んで、それなりにコメントしなければいけないこと、これは各委員が個別に助言ということでもいいですか。

○永井 もしご意見があればというベースでございますので、全員の委員の方にコメントを出していただくというよりは、読んでいただいて何かご助言等あれば、ご意見いただければ。前回の12月、1年前のこの調査アイテム表のときも、ご意見があった方が提出いただいたという経緯がございます。今回も、何かご助言、ご意見等あれば、いただければと思っております。

○原嶋委員長 今ご指摘の点が、ここにあるパブコメということを目指しているんですか。

○永井 この「パブコメ」というのは、中間報告ではなくて、カテゴリB、C、FI案件を含めた最終調査報告書案が出たところで、パブリックコメントというのはホームページ等に載せてご意見募集という形。それはもう助言委員会に限定せず、和文、英文で皆さんにご意見を賜るものを最終報告書案で検討しているというところでございます。

○原嶋委員長 簡単に言うと、今後、段階が進むと、若干スケジュール的にはずれていきますけれども、本当の意味でもパブリックコメントの手続をやるということで。

○永井 それは中間報告ではなくて、最終報告書案の段階でやらせていただきたいと思っております。

○原嶋委員長 今回については、助言委員の先生方から任意にご助言をいただくとか、この件についてのいろいろアドバイスをいただくという趣旨ですか。

○永井 はい、そう考えてございます。

○原嶋委員長 ほかにございますか。

どうぞ。

○作本委員 ご丁寧な説明ありがとうございました。ただ、これだけの全体会議で、

こういう膨大な資料で、いろんなテーマが入っているわけです。それを月1回の会合がわかりませんが、それで議論していくというか、細かく入っていくのは物理的に難しいのではないかと。

あと、もう一つ確認したいのは、現在の委員がこの改定の検討の母体になるわけですか。特に、先ほど少し意見も出ましたが、ワーキンググループなり、あるいはその分野の専門家、外部の有識者を入れるとか、そういうことは一切なしに、この委員の範囲内で、全体なのか、場合によってはこれを分けるかわかりませんが、ワーキンググループという形で、これをさらに検討していくというプロセスになるのでしょうか。

○永井 まず、現在、ガイドラインの改定の手続で決まっているのは、助言委員会で包括的な検討を行っていただくところだけが決まっております、その先の手続、先ほど言った前回のような策定委員会とか、そういうものをつくるかどうかは、まだ今のところ検討中の段階でございます。

助言委員会の包括的な検討のやり方なんですけれども、前回、2015年の中間見直しの際は、ご指摘のとおりテーマごとにワーキンググループ、例えば、わからないですけれども、住民移転のテーマでワーキンググループをつくって、関心のある委員が集まって、全体会でその結果を報告するみたいな形を前回はとらせていただきました。

具体的にどういう形で、今回その包括的な検討をするかというのは、まだ検討中でございます。ただ、この報告書案ができた後に包括的な検討をしたいと考えてございます。

○作本委員 わかりました。ありがとうございます。そういう意味では、今はまず最初の第1段階だけで、みんなで意見をという段階ですね。

○永井 そういう形でございます。

○作本委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 この後も、また内容に続くわけですね。

○永井 この後、中間報告書案を説明したいと思います。

○原嶋委員長 この件について、ほかにご質問やご意見がございましたら。これはオブザーバーの方も、若干の制約はございますけれども、もしご発言があれば挙手をお願いします。

○重田委員 これからこの資料を読むといっても、あと2週間でどれだけ皆さんお読みになれるかあれですけども、割と論点整理で具体的にどういう課題が挙がっているかということは、やはりこの後の第2次調査とかで、住民移転のテーマとか、そういう課題を取り上げてやるということになるのでしょうか。

○永井 まず中間報告書案、実は、今日ご説明申し上げたいのは、報告書案の③の資料でございます。こちらは論点（案）です。もう既に報告書、カテゴリA案件と国際潮流という条項を踏まえて、我々として改定の主要な論点（案）を1案作成させていただきました。なので、今日はこちらを説明したい。

もちろん、この後の調査でB、C、FIから新しい論点が出てくるかもしれませんが、ご指摘いただいた新しい論点があるかもしれませんが、今日はこちらを説明したい。

○原嶋委員長 そこに入る前に念のため確認ですけれども、今、冒頭にご説明がありました中間報告書案の①の資料にかかわる、どちらかというと手続とか段取りの話ですけれども、この点についてご発言やご意見があれば伺っておきますけれども、よろしいでしょうか。

○林副委員長 さっきパーソナルで少し話をしたんですけれども、25日に意見がある方は出していただく。その意見について、その中間報告書に対する意見に対して何かあれば、議論をするタイミングがあるとすれば3月ということによろしいですね。

○永井 そうですね、1月25日締めだと、どれだけご意見が出てくるかによると思うんですけれども、2月の全体会合は間に合わない可能性もあるかなと思っておりまして、基本的には3月の全体会合以降で、ご意見に対するJICAとしての対応ラインをご説明したいと思っています。

○原嶋委員長 ざっくばらんにお聞きしますけれども、助言委員以外のステークホルダーといいますか、関心のある方もご意見を寄せてよろしいのでしょうか。

○永井 はい。今回の助言委員会に対する中間報告のご意見ですけれども、いつでもJICAはオープンでございますので、今回の資料は全てJICAのホームページで公開させていただきます。議事も逐語録で公開させていただきますので、何かご意見があれば、このタイミングに限らずJICAにご連絡いただければと思っております。

○原嶋委員長 よろしいですか。

それでは、一旦休憩を挟んで内容に入りたいと思いますけれども、よろしいですか。

○永井 はい、わかりました。

○原嶋委員長 それでは、ちょうど真ん中ぐらいになりましたので、10分弱になりますけれども、半をめでに再開をさせていただきますので、一旦小休止していただきます。

午後3時23分休憩

午後3時30分再開

○原嶋委員長 それでは、再開をさせていただきたいと存じます。

次の段階のご報告を頂戴した後、またご意見やコメントを頂戴したいと思います。

それでは、事務局からよろしくお願いいたします。

○永井 事務局から失礼いたします。

まず、資料の中間報告書案②の本文をごらんいただけますでしょうか。

今日は、こちらを説明する予定はないんですけれども、冒頭に1点だけ、どうしても説明しなければいけないものがございます。1-4ページに、今回、中間報告で対象とした40件の案件リストが載っております。基本的にはカテゴリA案件でございます。

その中で、先方政府から、このタイミングではタイミングが合わないということで、

13番、インドネシアのインドラマユ火力ES借款と、25番、ウズベキスタンの電力セクター能力強化事業につきましては、先方政府からの要望で、下期にずらしてほしいということがございましたので、最終的に中間報告書が対象としたのは38件になります。

本文中もしくは論点（案）の中で、案件番号が出てくるかと思えます。この案件番号は、このリストに全て紐づいております。案件名を全て書くと非常に長くなってしまったので、案件番号で該当するものは書いてございますので、こちらの表は本文を読む際に参照していただければと思います。

こちらが、中間報告書本文の中での1点だけ指摘事項でございました。

それでは、資料の中間報告書案③の主要な論点（案）について説明させていただきます。

こちら、全部で4行ありますけれども、まず一番左側にガイドラインの条項。

その次に、すみません、ここは誤りがあるんですけれども、調査アイテム、先ほど言った調査TOR、あと運用見直し時のワーキンググループの提言。そして、「NGO要請」と書いてあるんですが、この「NGO要請」は個別案件シートのほうを転記してしまい、残ってしまったんですけれども、ここには記載がございません。これは削除をお願いします。これらが書いてあります。要は、調査しなければいけないことについて、最終的にまとめたものでございます。

その隣が、調査結果。中間報告書案の中で確認されたこと、個別案件から確認されたことについて、調査結果をこちらに書かせていただいております。

この調査結果を踏まえて、一番右側に論点（案）。ガイドラインの改定の主要な論点（案）と思われるところを書かせていただきました。

上から説明させていただきます。

まず、左側のガイドラインの条文で言うと、「基本的事項」の「理念」ですとか、「環境社会配慮の基本方針」のような分野で、ガイドライン改定にかかわるような国際潮流、もしくは政府の方針は何かということ調べさせていただきました。

まず、調査結果ですけれども、(1)の政府方針につきましては、やはり開発協力大綱というものは大きな方針であろうかと思えます。ODAを含む開発協力の政策理念を示すものでございます。

数行飛びますが、開発に伴うさまざまな環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行うこと。もしくは、社会的弱者への配慮等の観点から、社会面の影響に十分注意を払い、多様な参加者の参画に努め開発協力を行うこと等の理念が開発協力大綱に記載されてございます。

もう一つ、政府方針といたしましては、質の高いインフラ投資の促進というところも環境社会配慮とは関係あるかと思ってございます。日本政府は、新興国を中心とした世界のインフラ需要を満たすため、日本の質の高いインフラを輸出する目的で、質の高いインフラ投資を実施することを目標としています。これらは、ライフサイク

ルコストの低減等、経済性や包摂性、安全性等々のインフラを提供するものでございます。

また、実施に当たっては、環境社会配慮ガイドライン等の質の高いスタンダードの適用を行うことも目指してございます。

なお、円借款を戦略的に展開するため、手続のさらなる迅速化を進める方針でもございます。

この質の高いインフラ投資の促進の中で、環境社会配慮について具体的に書かれている文章がございまして、そちらが下に書いたG7の伊勢志摩原則というものでございます。2016年、G7の伊勢志摩サミットで開催されたもので、原則3に、質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会・環境面での影響について配慮しなければならない、また、既存のMDBs、これは世界銀行等の国際機関の基準を含む、最も重要な基準に反映されている国際的ベストプラクティスに沿った社会環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならないということがうたわれてございます。

こちらの日本政府の3方針というのが、ガイドラインの改定の論点になってくるかと思ひまして、右側に開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応というものが一つの論点になってこようかと思ひています。具体的理念ですとか、基本政策の論点になってこようかと考えてございます。

(2) 国際的援助潮流に関しましては、これも重要なものは持続可能な開発目標(SDGs)が一つ挙げられると思ひます。2015年9月の国連サミットで採択された17の目標でございまして。JICAは、その中で10のゴールについて中心的役割を果たすという方針を持ってございます。

JICAは、プロジェクトのステークホルダーの意味ある参加を推進するガイドラインを遵守することを通じて、「誰一人取り残されない -No one will be left behind」を理念とし、持続可能な社会を実現するための重要な指針であるSDGs達成の後押しを可能とし、ひいてはSDGsの達成の補完、あるいは補強することができると思ひしております。

また、もう一つ大きな国際潮流といたしましては、パリ協定があらうかと思ひます。

このような流れから、国際的援助潮流の観点から、一番右側、SDGsとパリ協定といった国際潮流の対応というものも、ガイドラインの理念ですとか、基本方針の重要な論点になってくるものと考えてございます。

こちらが基本的事項のこととございました。

次に、一番左の現行ガイドラインの1.5ポツに飛ばさせていただきます。

JICAの責務についてでございます。

調査アイテムでは、出資案件における責務について確認とございました。現行のガイドラインが制定されたときは、出資案件、海外投融資はなくて、出資というものが

事業スキームに想定されていなかった時代につくられたガイドラインでございまして、各国際機関で出資はどのようにガイドライン上扱われているのかというところを調べました。

世界銀行は、そもそも出資というものはIFCですとか民間セクターでやっていますので、世銀の新しいセーフガードポリシーにも出資というものは想定されていない状況でございました。

次の2ページ目ですけれども、IFCについては、IFCも融資とか、出資とか、さまざまな事業を行っていますが、セーフガード上、出資ですとか融資を区別して、セーフガード要件は定めてございませんでした。IFCとして1つのセーフガードポリシーを持ってございまして、書き分けてはおりませんでした。

ADBについても、同じく融資、出資、贈与、保証等々業務がありますが、セーフガードポリシーで出資に特出した書き分けはしてございませんでした。

ですので、論点としては特段挙げてございませんで。やはり我々としても同じ要件で、各スキームについてガイドラインという概念は適用できるのではと考えて、論点には挙げてございませんで。

次に、1.7に飛びます。対象とする協力事業。

現行ガイドライン施行後に増えた協力事業、具体的には2つあります。海外投融資と中小企業支援の2つがございませんで。

調査結果ですけれども、調査結果の1ポツ目、現行ガイドライン施行後に追加された協力事業として、海外投融資と中小企業・SDGsビジネス支援事業の2つがございませんで。

海外投融資は、現行環境ガイドラインが対象とする有償資金協力を該当するため、ガイドラインを適用してまいりました。もともと有償資金協力の中に、円借款と海外投融資と2つあって、ガイドライン上も「有償資金協力」と書いてありますので、海外投融資は自動的にガイドラインが適用されてきましたけれども、2つ目、中小企業・SDGsビジネス支援事業というのは、ガイドラインの適用対象事業には書いていない状況なので、こちらはやはり論点に含めざるを得ないかなと思って、この中小企業・SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を適用対象とするかというところは、一つの論点になってこようかと考えております。

その下の個別の事象については、今回は割愛させていただきます。具体的にどういう事業をやっているかを整理したものでございませんで。

次に、3ページ目に飛ばさせていただきます。

一番左上の、現行ガイドライン施行後の業務変化。こちらは、質の高いインフラ投資の促進については、先ほどご説明させていただいたとおりです。

最近の業務環境の変化として、質の高いインフラに加えまして、協調融資案件が増えていることも事実でございませんで。調べたところ、国際金融機関との協調融資は、毎年10件程度行われておりました。

協調融資の2ポツ目ですけれども、世銀のESFに関しましては、コモンアプローチの採用が新たに世銀のESFで加わってございました。協調融資先のセーフガードポリシーを確認した上で、コモンアプローチをとってもESFのうち借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件であるESS1から10を満たすことが可能と判断される場合、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコモンアプローチを採用することが可能となる。

今まで、JICAが協調融資をするときというのは、JICAはJICAで審査をして、例えばADBはADBで審査をして、借入人にとってみたら負担だった。それぞれ違う要件で審査をされて、手間も非常にあって負担もあった。仮に、例えばADBと同じような要件、世銀と同じような要件をJICAが持っているならば、同じ要件で、例えばどちらかに委託をして審査をしてもらったり、もしくは一緒にやるようにして、彼らの負担を軽減する意味でもコモンアプローチというものを認めようということが、新たにESFに加わってございます。ADBのセーフガードポリシーにも、同様の文言は規定されてございます。

ですので、右側の論点といたしましては、協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否というのは一つの論点になってこようかと考えてございます。

全般を通してですけれども、運用見直し、左から2番目の「第3回運用見直しワーキンググループの提言」とありますが、すみません、運用見直しのワーキンググループの提言は、やはりカテゴリB案件も調べてみないと、なかなか方向性を確認できなかったもので、運用見直しにつきましては、最終報告書案で整理、報告させていただく予定でございます。

次に、1.8の緊急時の措置。

レビュー調査中間報告書対象の調査結果ですけれども、38件で緊急時の措置が適用された案件はございませんでした。ガイドライン施行後、緊急時の措置が適用された案件としては、レビュー調査対象外で合計16件ございました。うち開調が14件、無償が2件でございました。先般もインドネシアの災害復興の報告をさせていただきましたけれども、ああいうような形で案件が今まで16件確認されております。こちら、詳細については最終報告書に整理したいと思っておりますが、情報としてこのようなことで現在わかってございます。

次に行きます。左側の1.9、普及です。

ガイドラインについて、相手国にどのように説明をしてきた実績、もしくはどのような内容を説明していたのかということを確認しました。

まず、全38件で、実施機関への説明及びJICAガイドラインの遵守の合意がなされていることが確認できました。

JICAが実施する環境社会配慮研修にも、毎年100人、200人程度の参加者が参加していることも確認できました。これは、ほとんどは実施機関の環境社会配慮担当ですと

か、監督官庁の環境社会配慮の担当、もしくは案件全体を管理している人という形の方々が参加してございました。

1.10は飛ばさせていただきます。助言委員会のレビューの中で、別途説明させていただきます。

2.1、情報の公開に関してでございます。

調査結果の部分を見てください。

1ポツ、JICAによる情報公開の状況ですけれども、カテゴリA案件、全ての資料がJICAの情報公開サイトで公開されてございました。ガイドラインで求められるドキュメントは全て公開されてございました。

相手国等による情報公開状況ですけれども、2件の技術協力プロジェクトを除く36件のうち、全てでEIA、RAPが相手国内で公開されていることを確認いたしました。

3ポツ、JICAから相手国に対する働きかけですけれども、先ほどモニタリングのところにもありましたが、我々も働きかけております。審査時にEIAモニタリング結果の情報公開に係る合意ができたのは26件でございました。全ての案件において審査時に情報公開の説明を行って、働きかけておりました。

4ポツ、第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況でございますけれども、案件番号4番ですとか、31番で複数問い合わせがございまして、回答を行っていることが確認できました。

5ポツ、情報公開が禁じられている情報についての対応状況でございますが、全ての案件において、JICAのホームページで公開しているEIA、RAP、ECC等の公開について、相手国から了承を得た上でJICAのホームページで公開していることを確認いたしました。

こちらが調査アイテムに基づく確認結果ですけれども、情報公開に関しましては、世銀のESFを確認したところ、新しい情報がありましたので、下のほうに追記させていただきました。「情報公開に関する世銀ESFの規定」の下、これは順序を間違えてしまったんですけれども、「中間報告書3.1.5」ではなくて、これは「世銀ESF」の抜粋でございます。後で公開版は修正させていただきます。

世銀のESFに何と書いてあるかといいますと、世銀のESFポリシーでは、High Risk and Substantial Risk案件については、環境社会影響評価に基づくリスク・影響に関する文書を世銀はアプレイザル前に公開する。これらの文書は案（ドラフト）の段階での公開を可としており、公開期間に関する規定はございませんでした。

EIAの公開ですけれども、世銀はドラフトで公開して、どれぐらい公開するかという期間の規定はなかったということです。

ADBについては、Draft EIAを審査前に公開して、120日間公開するという規定がございました。

IFCは、EIAの公開は必須となっておらず、IFC自身が作成する文書の公開を求めら

れておりました。

このような形で、JICAの場合は審査前に承認済みのEIAを公開しておりますが、それがガイドライン上求められておりますが、他の世銀、ADB、IFCなどは、ドラフトもしくはそれに相当する文書を公開することで審査しておりました。

また、120日ということをも明確に定めているのもADBのみでございまして、ほかの機関は特段120日というものは規定されていませんでした。

なので、論点といたしまして、右側、環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス。現在、JICAは承認済みですけれども、ドラフトということもあり得るのかなと思っています。また、公開期間についても論点としてあろうかと思っています。

その下のパラですけれども、すみません、ここが逆になってしまっているんです。これが先ほど、上の中間報告書3.1.5から持ってきた文章でございます。

現行のガイドラインでは、環境レビューに先立ち、EIA報告書と環境許認可証明書、RAP、先住民族計画などを公表しています。

しかし、環境当局による承認済みEIAを公開してから環境レビューを行うことが求められているため、レビューを通じてEIAの内容にコメントしようとしても、既に環境当局による審査と承認が終わっているため、必要に応じて審査時に追加的に合意する必要が生じております。結果、相手国はEIA報告書と審査時合意事項の両方を確認する必要が生じ、混乱を招くことを確認できました。具体的にはこの案件なんですけれども、要は、承認済みEIAに対して、例えばレビュー段階でコメントして、当該国の環境当局に「EIAを差しかえろ」とはなかなか言いにくい。一回環境当局が承認してしまったEIAを修正しろと言いにくくて、大体JICAは審査時に追加で合意しているんです。

やはり2つの合意文書、EIAとしてのドキュメントと審査時の合意事項、これが2つ実施段階に行くと、どうしても皆さん引き継ぎの間でEIAだけ残ってしまう。追加合意事項を忘れ去られてしまうというところがございまして、こちら一つ重要な論点になってくるのかな。

ということも踏まえまして、審査時に何を公開し、合意するのかということも、一つ重要な論点だと思いますので、右側にこのような論点を含めさせていただきました。

次に、下に「モニタリング・監理結果の公開」ですけれども、ガイドライン上は、相手国で一般に公開されている範囲で公開する。もちろん働きかけておりますが、こういう条項でございます。

世銀につきましては、特段これに関する規定は確認できませんでした。

次の5ページ目でございます。

カテゴリ分類でございますが、1ポツです、全38件において、カテゴリ分類結果と根拠に特段の乖離は確認されませんでした。

2ポツ目、カテゴリ分類に変更があった案件。これは1案件ございました。フィリピンの洪水リスク管理事業ですけれども、案件を承諾した後に洪水被害がありまして、

設計が若干見直されて、移転数がふえてしまってカテゴリ分類を変更したという事業がございました。

3ポツ、カテゴリ分類の妥当性について指摘を受けた案件は、36番のミャンマーのティラワ開発事業について、カテゴリ分類について指摘を受けたことがございまして、こちらに関しましては、不可分一体の事業に該当しないというところで回答してございます。

4ポツ、スクリーニング様式の提出ですけれども、全38件について、スクリーニング様式または相応の情報を実施機関より徴求した上でスクリーニングが実施されてございました。

カテゴリ分類につきまして、調査アイテムはこれだけだったんですけれども、世銀のESFを確認したところ、大きな変更点、世銀が変更していたので、改めてここに記載させていただきました。

1ポツ目、従来、世銀のOPでは、カテゴリをA、B、C、FIの4つに分類していましたが、今回はHigh Risk、Substantial Risk、Moderate Risk、Low Riskの4分類とした。そもそも、「Risk」という新しい概念を入れてきたんですけれども、昔はA、B、Cだったんですけれども、それが4分類に分けられて、それもリスクに応じて分類する。

下に、どのような観点を勘案して分類するかというと、プロジェクトのタイプですとか、環境社会リスクはいいんですけれども、3つ目が新しい点で、相手国等及び他のプロジェクト実施機関が持つ環境社会リスク・影響を管理する能力、及びESSに基づく管理へのコミットメント。要は、その事業がもたらす環境社会影響だけではなくて、それを誰が管理するか、実施機関に能力があればうまく管理できるだろうし、能力がなければリスクは高いだろうという新しい概念を入れてきて、それでリスク分類をしよう。非常に難しい概念なんですけれども、これが新しい変更点かなと思っていて、右側の論点に示したとおり、このリスクカテゴリについて参照すべきかどうかというところは、一つの論点になってくるのかと思っています。正直、これは我々もどうしていくか、なかなか難しい問題と考えてございます。

次に、下にいきまして、2.4でございます。

1ポツ、JICAと相手国等による協議状況でございますが、2つ目のポツ、全38件において、EIA、RAPIに係るステークホルダー協議を実施していることが確認されました。こちら、カテゴリA案件は全て助言委員会にもご報告させていただいて、住民協議録も、お示ししましたとおり、全ての案件で実施されてございました。

現地ステークホルダーとの協議に関する世銀ESFの規定。こちら調査アイテムになかったんですけれども、新たに加えさせていただいて、世銀ESS10では、ステークホルダーエンゲージメントが重要視されており、借入人は、ステークホルダー参加計画（Stakeholder Engagement Plan）の作成、実施が求められています。SEPは、事業の影響を受ける人々、及びその他の関心を持つステークホルダーを特定した上で、事

業に当該ステークホルダーを参画させるタイミングと方法を整理した文書。

今、実はJICAのガイドラインには、このステークホルダー分析という条項がない。もちろんやっています。多分、助言委員会でご説明するときも、「こういう人たちに対して住民協議をします」ということは書いてありますが、こういう明確なステークホルダー分析という条項はなくて、今回、世銀のESFにおいて、まさにステークホルダー協議を始める前に、そもそも誰と協議をするのか、どのタイミングでというものをちゃんと整理したほうがいいというところがありましたので、記載させていただきました。

これを踏まえまして、右側の論点に、ESS10ステークホルダー参加計画の参照要否。このような分析もしくは計画というものを行うことの、要はガイドラインに書くかどうかという議論ですので、論点として含めさせていただきました。

ちなみにADBは、ポリシー上はSEPの作成や実施は求められてございませんでした。IFCは作成が求められてございました。

次に6ページ目、社会環境と人権への配慮でございます。

1ポツ目ですけれども、権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認ですけれども、権利が制限されている地域に該当する記録が確認された案件は、38件中ございました。

2ポツ目、社会的弱者に対する人権配慮の状況ですけれども、38件中36件において、社会的弱者への配慮に係る計画が確認されております。これは、助言委員会のワーキンググループでよくご指摘いただくところでございます。2件は社会的弱者が確認されなかったために配慮計画がない案件でございました。36件中16件においては、社会的弱者と住民協議も行われておりました。

人権、社会的弱者に対する配慮に関する世銀のESFの規定については、下記に記載されたとおりでございます。世銀のESF、冒頭にはA vision for Sustainable Developmentを掲げ、その中に開発プロセスへの全ての人の参加を促すこと、そのため平等と非差別の原則、及び社会的に脆弱な人々への配慮が重視されている。これらを通じて、世銀は世界人権宣言にうたわれる人権への配慮を尊重する。

現行のガイドラインにも、「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」と明記されてございまして、同様の記載でございました。

人権に係る配慮の範囲ですけれども、これは開発協力大綱を見ますと、「子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族」と明記されておりまして、若干JICAのガイドラインと対象範囲が異なるところは確認されました。特に難民ですとか国内避難民、高齢者。ここら辺は、今のガイドラインにはないところでもございました。

ですので、右側の論点といたしましては、人権に係る配慮項目とその範囲、どこまでを社会的弱者と考えるかというところは、論点として挙げられようかというふうに

考えてございます。

2.6、参照する法令でございます。

相手国の国内法の遵守につきましては、マスタープラン2案件を除く36件のうち、35件は国内法に基づきEIAが承認されてございました。残り1件は、当該国でEIAの承認が不要な案件でございましたので、承認はされてございませんでした。

2ポツ、世銀のセーフガードポリシーやその他国際基準との乖離の有無でございますが、さまざまな案件で国際基準を参照しておりました。レビュー対象のうち28件で国際的な環境排出基準を参照しておりました。具体的にはEHSガイドライン、WHOの基準値、ISOの基準値、EU等々の基準が環境面では参照されておりました。

住民移転に関しましては、多くは世銀のOP4.12も参照しながら住民移転計画が作成されてございました。

次に3ポツ、世銀のセーフガード政策からESFへの変更点の整理。

先ほど申し上げたとおり、世銀は新しいセーフガード政策を昨年10月に施行を開始しました。理事会の承認はもっと前なんですけれども、実際に運用を開始したのは、昨年の10月に施行されたばかりでございます。

3ポツの1ポツ目ですけれども、ESFは、以下の文書から構成される包括的な文書です。3つの文書から主に構成されています。

1つ目がビジョン。これは世銀の環境・社会面の持続可能性に対するビジョンを示したドキュメント。

2つ目がポリシーです。The World Bank Environmental and Social Policyです。これは世銀が満たすべき要件を示しています。世銀として何をしなければいけないかを定めたものが2ポツ目のポリシー。

3つ目がEnvironmental and Social Standards (ESS) と言われているもので、相手国、借入国が何をしなければいけないかというものを定めたものでございます。

論点を右側に載せさせていただいたんですけれども、今、JICAのガイドラインは、世銀のセーフガード政策と大きな乖離がないことを確認する。今は世銀の昔のOPに準じて相手国に求めていますけれども、今後、新ガイドラインになったときに、相手国に求めるESSの部分ですけれども、これを相手国に引き続き乖離がないことを求める必要があるかというところが、一つの論点になってこようかと思っております。

6ページが一番最後ですけれども、主な世銀のESFの変更点は以下のとおりでございます。

もともと世銀のセーフガードポリシーは、9つのポリシーがばらばらに存在していたところで、それを今回一本化した。9個あったものを1個にしたというところ。世銀のESFには10のESSが含まれ、10分野の環境社会配慮が含まれていて、プロジェクトには全てのESSが適用されます。

既存のセーフガード政策の基準から明確化されたのは、昔のポリシーには、明確に

はなかった分野ですけれども、雇用と労働条件、そしてコミュニティーの衛生安全が、分野として新たに明確にポリシーとして加わったものかと思えます。

また(2)、全般的に言うと、カテゴリ分類をリスクに基づいて分類を行う。これは先ほど申し上げたとおり、大きな変更点かなと。個別につきましては、この後段ですと説明をしていきたいと思えます。

大きく分けると、この2つが大きな変更点と考えてございます。

次に7ページですけれども、上に関しましては、IFCを初めとする他機関のポリシーですけれども、このグッドプラクティスとの調和化が図られていたということは確認できました。

ただ、ガイドラインとESSと大きな乖離がないことを確認すべきかというのは検討が必要というところは、調査結果としてここに書かせていただきました。

4ポツ、世銀ESFとJICAのガイドラインの相違点は何かというところが調査TORでございました。これまでの世銀セーフガード政策と比較したESSの主要な変更内容は、今後出てくるガイドラインの各条項で説明させていただきますが、大きく見たときに、リクワイアメントとして変わったものとしては2つあるかなと思っております。

一つが環境社会影響評価（Environmental and Social Impact Assessment）報告書の作成。JICAのガイドラインには、「環境影響評価」しか書いていないです。「社会」という用語はないです。今回、世銀のESFでは「環境社会影響評価」という文言が出てきました。環境面だけではなく、社会面を含め影響評価を行う。社会面には、先ほど言った労働ですとか、コミュニティー等々の分野も含まれてくる形になろうかと思えます。

あともう一つ、新しい文書として、環境社会履行計画。やはりESIAの緩和策とかモニタリング等々は非常に分厚い文書でございまして、具体的にいつまでに何をするかというところはうまく整理されていない。整理されてるんですけども、なかなかわかりにくいというところで、その重要な点を整理した文書と彼らは言っているんですけども、具体的に私も成果品が出てきていないのでわからないですけれども、このような形で環境社会履行計画をつくりますということを彼らは言っております。

正直、見たことがないので、何かは私もわかりません。ただ、こちらの文書、環境社会影響評価報告書、環境社会履行計画については重要な論点になってこようかと思ひまして、右側に記載させていただきました。

続きまして、4の最後のポツですけれども、世銀は、相手国の環境社会フレームワークをレビューし、ESSの各要件を満たした形でプロジェクトのリスクや影響に適切な対応がなされると判断した場合、ESSにかわりに同フレームワークを活用することも可能である。要は、相手国の制度と能力がちゃんとあれば、ポリシーを無理やり求めずに、向こうの制度、体制を使いましょうということだと理解をしております。こちら論点の一つ含めさせていただきました。

5ポツ、ADB、IFCのセーフガード政策で参照できるグッドプラクティスですけれども、IFCについてもセーフガードポリシーを持っておりました。

IFCの関連として、2つ目のポツですけれども、世銀グループとしてEHSガイドライン、Environmental, Health, and Safety Guidelines、こちらはワーキンググループで何回も出てきていると思うんですけれども、排出基準ですとか、環境基準など、もしくは産業セクター別のガイドラインを示したものでございます。

世銀、IFC、ADBとも、相手国の基準とEHSガイドラインの基準レベルを比較し、より厳しいほうをプロジェクトに適用することになっています。ただし、借入人の技術面や財政面の制約等、プロジェクト特有の状況を考慮し、ESS等の目的を損なわず、かつ重大な影響が生じない範囲で、かわりの基準を適用することができる。既にJICAの案件においても、このEHSガイドラインの基準値というのは、参照されているかとは思いますが。

2.7でございます。助言委員会の開催実績は、全てのカテゴリA案件で開催されてございました。助言総数456件ございまして、427件は協力準備調査へ反映されていることを確認されました。

それ以外、「実施段階で何かしてください」というご提案につきましても、審査時に先方と合意していることを確認できました。

ただ、最後の四角ですけれども、やはり、審査時に追加で合意しても、なかなか実施段階で十分に引き継がれていないという事象が見られたことは事実でございます。

2.8、合意文書の締結状況ですけれども、全案件で合意文書が締結されておりました。合意文書というのは、意思決定のローンアグリーメントですとか、グラントアグリーメント等々の文書を指すものでございます。

合意文書に基づき、協力事業を中止した案件はございませんでした。

次に、8ページの3.1ですけれども、こちらは助言委員会でよくご指摘いただくこと、協力準備調査の1ポツ、「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案の検討の点でございます。こちらは、まず代替案の比較検討ですけれども、37件全てで代替案の比較の検討が行われていることは確認できました。

ただ、代替案の比較検討は行われているけれども、プロジェクトを実施しない案を含めて代替案を検討していない案件も一部見られたことは事実でございます。ガイドラインには明確に記載はないわけですが。最近、助言委員会でもご指摘いただいて、できるだけ最近は含めるようにしている状況でございます。

ですので、論点に、代替案の検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」を含めることの要否を追記させていただきました。

2ポツ目、協力準備調査の各種手続の実施状況。こちらに関しましては、問題ないことを確認させていただきました。

3.2ですけれども、1ポツ、カテゴリ分類に応じた環境レビュー手続・情報公開の実

施状況については、問題ないことを確認させていただきました。

2ポツ、エンジニアリング・サービス借款実施中の環境レビュー実績の整理。38件中、ES借款は2件ございました。いずれのES借款も、審査時に環境レビューは行わず、実施段階でEIA、RAPの作成支援をしているものでございます。

3ポツ、エンジニアリング・サービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮の実施状況の確認。ES借款で環境社会配慮業務を実施している案件は、両案件とも環境社会配慮を実施してございました。両案件とも用地取得、住民移転は未開始で、工事も未着工でございます。また、両案件ともにEIA、RAPを準備中のステータスでございました。

4ポツ、モニタリングの受領、公開状況。これは先ほど細かく説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

5ポツ、第三者からのモニタリング結果の公開請求は1案件、一般市民からモニタリングプロセスや結果についての照会がありましたので、データ提供したという例が確認できました。

続きまして6ポツ、環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合は、その原因について確認。

環境レビュー結果と環境モニタリング結果の乖離が確認されたのは5案件ございました。これらの乖離は、ガイドライン自体の問題や解釈の違いから生じたのではなく、EIA段階では想定されなかった事象が、発生した原因であると考えてございます。例えば、地下水の上昇が発生したので排出路を設置したこと。また、浚渫土の土砂捨て場の予定地が不法住民に占拠され、追加の土砂捨て場が必要になったこと。その結果、追加EIAが実施されたということで、事象の変化によつての乖離でございました。

7ポツ目、停止した事例は確認されませんでした。

8ポツ目、重要な変更が生じたものはございませんでした。

こちらを踏まえまして、右側、これは既にNGOの方々からも要望書をいただいておりますが、このエンジニアリング・サービス借款における環境レビューの実施というものは、右側に論点を書かせていただきましたけれども、一つの論点になってこようかと。今回の調査の確認結果からも、両案件において審査は実施されてございませんでしたので、論点に含めさせていただきました。

次の9ページ目の一番最後に、このエンジニアリング・サービス借款について書かせていただきました。

現行のガイドラインでは、ES借款においては、プロジェクト本体に対する借款供与時に環境レビューを行わないことが認められております。NGO等の要望書から、ES借款期間中に環境社会配慮面の影響の発生が既に指摘されている事象がございました。ということで、先ほどの論点に含めさせていただきました。

3.3、対象案件はございませんでした。

3.4、これは開調、2案件ありましたけれども、手続上問題は確認されませんでしたので割愛させていただきます。

10ページ目、別紙1、1ポツ、これは「費用・便益の定量化方法」の取り扱い確認ですけれども、これは長谷川委員を含め、いろいろと毎回議論させていただいているところで、どこまで環境面の費用・便益というものを乗せるか、確認するかというところでございます。

まず、JICAの事例を確認したところ、用地取得費や環境管理計画、モニタリングの実施に係る費用は、事業費の算定に含まれてございました。こちらの項目は含まれてございました。

また、天然ガスコンバインドサイクル発電所事業においては、加えて温室効果ガスの排出量については、排出権取引価格という市場価格が存在するため、経済的価値を算出することができますので、こちらを含めて経済的内部収益率を算定していたという事例はございました。EIRRを算定しているといった事例がございました。

ですので、論点といたしましては、前からもご指摘いただいているとおり、環境社会配慮の費用・便益の定量化の対象。どこまでを対象とし、その手法について、一つの論点になってくるかと思えます。

2ポツ目、日本・他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱いの確認ですけれども、まず、日本の事例としては、災害の環境影響評価という直接的な文言ではないですが、地滑り、斜面崩壊といった災害の発生を想定してアセス項目を選定した事例が2件確認されました。

続きまして、世銀のESSに何と書いてあるかというところ、こちら辺に関する記載がございました。世銀のESS4では、インフラ、設備、製品、サービス、交通、危険物の設計及び安全性を通じ、Environmental and Social Impact Assessmentの中で、事業が周辺コミュニティの安全を損ねるリスクと影響を調査する。その際は気候変動による影響を考慮する。将来的に気候変動はこういう影響があるかもしれないから、インフラはこういうふうな整備をしましょうということが新たに加わっていました。

こちらの点に関しては、論点に加えさせていただきました。

続きまして、11ページにいかせていただきます。

下のほうの「基本的事項」の1ポツの部分ですけれども、こちらは今まで説明してきたことと重複しますので割愛させていただきます。

11ページの一番下のかぎ括弧のところ、世銀ESFに追加された金融仲介者、FIに関連する要件でございます。

円借款も含めて、世銀もそうですけれども、ツーステップローンというものがございます。例えば、JICAから向こうの政府に貸して、それが商業銀行に行って、末端の中小企業ですとかにお金を貸すツーステップローン。そういうものに対してどういう文書を求めるかというところが、今のJICAのガイドラインにも規定がなかった状況で

ございまして、世銀のESS9では、環境社会管理システム、ESMSの作成というものを新たに求めてございます。リスクや影響が小さく、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては、相手国国内法を適用します。基本的には、まず相手国リスクが小さければ、相手国の国内法でオーケーですよ。

一方、重大なリスクが生じる事業についてはESSが適用され、ESMSに基づくサブプロジェクトの管理を行うと記載されています。

したがいまして、論点にはこのFI案件、ツーステップローンにおける必要な文書について、ESMSについて論点に含めさせていただきました。

続きまして12ページ、上の部分ですけれども、環境管理計画はコントラクターの入札図書に添付され、EMP、環境EMoPの費用については、実施機関のadministrative cost、コントラクターの契約金額の一部として計上されることが多く見られました。

次に、「検討する影響スコープ」というところがございます。

1ポツ、スコーピングの適切な実施。これはもう既にご説明のとおり、全てで行われていました。

GHGの算出・評価の実施状況についても、38案件中23案件で、GHGの排出量の算出・定量評価が行われてございました。

3ポツ、国際機関等のGHG排出への対応状況について確認させていただきました。

まず、世界銀行では、コミュニティー開発事業等を除き、可能な範囲で、相手国等は事業による温室効果ガスの排出量を推計することを規定しております。可能な範囲で、小さい案件を除き。

IFCにおいては、年間排出量が2.5万トンを超えると見込まれている場合、推計する。

民間金融機関が採択する赤道原則については、年間10万トン以上の排出が見込まれる場合に、より排出量の少ない代替案の分析を行うことが求められている。

ということで、国際機関におきましては、加減はいろいろありますけれども、排出量の計測というのは、JICAも今までやっておりましたが、他ドナーにおいてもやっていると確認できました。

ただ、今、JICAのガイドラインには明確に記載なはい状況でございますので、右側の論点に、事業による温室効果ガス排出量の推計というものを加えさせていただきました。

次に4ポツ、こちらは助言委員会で毎回議論になる定義の問題でございまして、「不可分一体の事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」の事例の整理でございます。

まず、既往案件ですけれども、不可分一体事業については、38件中4案件で確認できました。累積的影響については、2案件で特定されてございました。

5ポツ目、不可分一体、派生的、累積的影響の国際機関における定義。

これは、世銀は明確な定義を示していなかったもので、今までJICAはIFCの定義をベ

ースにご説明していましたが、世銀のESFで新たに定義されておりますので、今日は細かい点は申し上げますが、新たな定義が示されました。今までの定義と大きく変わるところはございません。

ただ、世銀が新たに示したこの定義を参照するかどうかということも、一つガイドラインの論点になってくるかと思ひまして、右側に記載させていただきました。定義自体の説明は、今日は割愛させていただきます。定義自体はこの報告書に書かせていただきましたので、後で読んでいただければと思います。

ずっと定義が続いておりまして、14ページまで飛びます。

調査アイテムにはなかったんですけれども、世銀ESFを確認した結果、環境影響項目の影響スコープが拡大していること、対象項目が拡大していることが確認できましたので、これは追加調査アイテムとして記載させていただきました。

先ほど言ったとおり、世銀ESS2では、雇用と労働条件に関する相手国等の義務を初めて規定いたしました。今まで、社会という住民移転とか、先住民族とか、そういう面が多かったかと思うんですけれども、この雇用と労働条件というものを新たに定義してございます。

具体的に言うと、2つの内容を確認することを相手国に求めております。一つが労務管理手順、Labor Management Procedures。労働時間とか、給与計算方法、超過勤務、年金等を含む明確な雇用条件、差別的、もしくは児童労働ですとか、等々の内容が盛り込まれるものの確認が必要であると。

もう1個は労働安全衛生対策。要は、労働者の労働安全衛生対策なので、工事現場の労働者の安全。ヘルメットをかぶりましょうとか、フェンスをちゃんとして地域のコミュニティが来ないようにしましょうとか、そういう形で労務管理手順ですとか、労働安全衛生対策について、影響項目として確認すべきというところが規定されてございます。

ですので、右側、論点といたしまして、労務管理手順、労働安全衛生対策の参照要否というものを論点として加えさせていただきました。

加えまして、その1つ下のポツですけれども、ESS4では、さらに以下の点について示されてございます。

具体的に言うと、6点新しく配慮項目として追加されておりました。

緊急事態対応計画。

特に、ダムに関する緊急事態対応計画。

次が、有害廃棄物管理計画。

次が、地域外からの労働者の流入による影響と対策。労働者が流入してくることで、伝染病等、地域コミュニティに与える影響があるので、これも加わっています。

保安員。保安措置によって事業実施区域内のコミュニティにもたらされるリスク

を評価する必要がある。

あとは、インフラ・構造物の安全性の確保。気候変動によって急激または緩やかな変化があった場合に、ちゃんとインフラが耐えられるようにしなければいけないというところ。

これらの6点についても、ESS4で配慮項目として確認できました。

逆に言うと、今のガイドラインになかったものを特に抽出したという形で、こういう項目が新たに加わっておりました。ですので、右側の論点といたしまして、これらの項目の配慮要否について、論点に加えさせていただきました。

次の15ページの上段ですけれども、無形文化財。今までは有形文化財というものがあつたんですけれども、無形文化財というものも、新たなESS8において配慮項目として追加されてございました。

次が、自然保護や文化保護のために特に指定した地域に関するものでございます。

こちらも助言委員会で、定義を含めて運用について、よくご議論いただいているところかと思えます。

まず1ポツですけれども、38件中、保護区関連で行われていた案件は1案件ございました。ベトナムの南北高速道路事業でございます。こちらは、保護区自体ではなくてバッファゾーンを通過するというもので、今後モニタリングが行われることが確認できてございます。

2ポツ目、世銀、ADB、IFCの「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況でございます。

ここは、今までの助言委員会で審査部からご説明しているところと大きく変わっている点ですので、丁寧目に説明したいと思えます。

世銀ESS6では、以下の点が示されています。

まず、生息地の区分が追加されました。現行の世銀のセーフガード政策で定義されているのは、「自然生息域」、「重要な生息域」です。それに加えて、「改変された生息域」が生息地区分に追加されたものです。「改変された生息域」とは、農地、植林地、沿岸埋め立て地、埋め立て湿地など、人為的に改変された土地を指すという定義が加わってございます。

また、これは日比委員から毎回ご指摘いただいているところですが、保護区の定義も拡大されてございました。特に後段に書いてあるもの、生物多様性重要地域（KBA）、重要野鳥生息地（IBA）、ゼロ同盟地域が保護区の定義に追加されてございました。

ですので、論点といたしまして、右側は、生息地区分及び保護区の定義について、論点に含めさせていただきました。

あともう1点、リスク管理手法の導入。これら3つの生息地区分に応じて、それぞれこういうものを確認しましょうとESFで定められております。ですので、保護区であ

っても、事業実施が禁じられているわけではなくて、それらの条件を満たすことによって事業を認めましょうという考え方をとってございます。

ですので、生息地区分、保護区の定義、リスク管理手法の参照というものを論点に加えさせていただきます。

下に生息地区分の具体的な定義が書いてございます。生息地区分の定義ですけれども、①、②、③と書いてございます。

①改変された生息域というものの下に書いてあるものが、確認しなければならないこと。

②自然生息域については、事業が負の影響を与えることが想定される場合には、技術的、財政的な見地から他の代替案がない場合で、なおかつミチゲーションヒエラルキーに沿った配慮が難しく、その結果として生物多様性オフセットが難しい場合、このような生息域においては事業に関するいかなる活動も行わないという条件がついてございます。

③重要な生息域については、以下の1) から7) の条件がついている。それぞれ生息域によって条件が違うということでございます。

ADB、IFCも、生息地を同じように3区分してございました。また、重要な生息地で事業を実施する場合に求められる要件も、ADB、IFCとも世銀とほぼ同じ状況でございました。

続きまして16ページです。

保護区の定義及び事業実施要件に関する整理。こちらは、JICAの定義を今まで何回も助言委員会で説明していますので飛ばします。

16ページの真ん中ぐらい、ESS6における保護区の定義。先ほどは生息地の定義でしたけれども、保護区の定義も今回明確に示されてございます。

ESS6では、保護区でプロジェクトを実施する場合やプロジェクトに影響を与える可能性がある場合、借入人は法的ステータスと保護の目的に一致する範囲で事業を実施する。影響評価に基づき緩和策を立案し、保護区の一体性や保護目的、当該エリアの生物多様性を損なわないように配慮する。もしプロジェクトの対象地が3つの生息地区分のいずれかに該当する場合、借入人は、当該生息地での事業実施要件に追加して、保護区での要件を追加で満たす必要がある。

要は、自然生息域であった場合には、先ほど言った7要件に加えて、この保護区の要件を満たす必要がある。でないと保護区では事業はできませんよとの整理になってございます。

一方、ガイドラインでは、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域外で実施されなければならない」というところで、JICAの運用とほかの国際機関の運用、若干違うところがありますので、こちらは一つ論点になってこようかと思っております。

次に、「社会的合意」でございます。

まず、1ポツ目ですけれども、これは中間報告で確認されたんですけれども、ステークホルダー分析というものは、ガイドラインであったり、世銀のOPなどで明確に要件が整理されていなかったために、実務レベルでは実際やっておりましたが、明確にステークホルダー分析結果として示されている案件は少なかった状況でございます。

先ほども言ったとおり、論点といたしましては、事業における影響を受ける方々のステークホルダー分析というものは、改定論点として含めさせていただきました。

以下2点は、住民協議の開催実績を数字等で整理したものでございます。

2ポツ目でございますが、外部からの指摘が確認された場合、その原因について確認。

外部からの指摘については、異議申し立ての申請が3件、環境影響に係る指摘が2件、事業の内容や影響についての質問が3件、合計8件が確認されてございました。4については審査役による調査が実施されておりました。結論的には、ガイドライン違反はないという結論になってございます。

また、異議申し立ての申請があった3件は、全て非自発的住民移転に伴うものでございました。

3ポツの社会的弱者への配慮は、先ほどご説明したとおりでございます。

17の下、「重要な自然生息地」の事例ですけれども、こちらも先ほど定義をご説明した内容が中心になってございます。

中間報告では、重要な自然生息地に該当する案件は5件確認されました。重要な自然生息地に該当する可能性がある事業地が2件確認されております。いずれも著しい転換・劣化を伴うものではなく、保全計画やモニタリング等の対策が計画されている案件でございました。

一番最後、違法伐採の有無ですけれども、対象38件で違法伐採が確認された案件はございませんでした。

18ページ目、こちらは運用見直しに係るものなので、18ページ目の上のほうの四角は割愛させていただきます。

18ページ目下、非自発的住民移転に係るところでございます。

1ポツ目、住民移転計画については、非自発的住民移転が発生する全28件において策定され、住民協議等も行われておりました。こちらは助言委員会のワーキンググループでも配付され、ご審議いただいたものでございます。

上に戻って、JICAのガイドラインでは、「大規模な非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、移転計画が、作成、公開されていなければならない。」「移転計画には、世銀のセーフガードポリシーのOP4.12 Annex Aに規定されている内容が含まれることが望ましい。」今のJICAのガイドラインには、昔の世銀のOP4.12が書かれているので、これは、やはり差しかえる必要があろうかと思っております。

ですので、論点といたしましては、世銀ESS5 Annex 1に同様の内容が含まれてござ

いますので、そちらの参照というところを論点に含めさせていただいてございます。

2ポツ目、合意が確認されている、かつ対策実施済みの案件が18件でございました。生計回復支援の実施について合意され、計画が作成されているものの、まだ実施に至っていない案件も18件ございました。

3ポツ目、環境レビュー段階の想定影響数の確認ですけれども、住民移転が発生する28件で、全て被影響住民数については確認されてございました。

19ページの上ですけれども、4ポツ目、モニタリング段階における被影響住民数の確認。

モニタリング段階における被影響住民数は、対象となる23案件で確認できてございます。被影響住民が計画時、モニタリング時で変化している案件は10件が確認されてございます。増加したものが7件、減少しているものが3件でございました。被影響住民数が変化した理由は、主に詳細設計による設計の変更、影響を与える範囲の明確化等ということでした。

5ポツ、環境レビュー時の補償内容の確認ですけれども、ガイドラインのとおり、再取得価格に基づく補償方針、及びその算出方法を確認していることを確認いたしました。

6ポツ目、現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できているのか確認をいたしました。

確認の結果は、以下の①から③のとおりでございます。

インドのデリー高速鉄道については、既に移転が完了した移転先については、外部モニタリングが現在実施中でございました。

2ポツ目のベトナムの南北通勤線に対しましては、再取得価格に基づく補償は行われておりました。移転後、初期基盤整備のために、補償金に加えて家畜等が供与されたんですけれども、最初、この支援を行った移転対象地で受け取った家畜を現金化、売ってしまって目的外に使用していたということが確認されましたので、我々のほうから、ちゃんと適切にこのようなものが使われるようにということで、それ以降の地域においては適正に使うように申し入れたところでございます。

ミャンマー、ティラワのインフラ開発事業ですけれども、実施機関の説明によると、港湾においては、補償支払いに係るモニタリングは実施済み。生計回復モニタリングについては、住所が合意文書に記載されているが、生計回復モニタリングの実施に際し、PAHが補償後に引っ越してしまっていて、その後の追跡調査が困難でありまして、実施機関に今確認するよう要請しようとしているところでございます。

また、電力においても、鉄塔部分の土地に係る2人の被影響がいましたが、支払いのモニタリングは実施されて、問題なく支払いが行われたということは確認してございます。こちらは、住民との合意文書も確認できてございます。

苦情処理メカニズムに関しましては、技協2件を除く、マスタープランを除く36件

全てで整備されていることが確認されました。

一番最後のポツです。これは直接関係ないですけれども、世銀のセーフガード政策を見ると、今般新しくESS5では、昔のセーフガード政策では、物理的な移転が200人以上の場合には住民移転計画が必要とあったんですけれども、新しいESFでは、基本的に規模や影響にかかわらず、住民移転計画の作成が必要ということが新たに加わってございます。

次に19ページの最後、先住民族ですけれども、1ポツ目、38件のうち、先住民族対策が検討されていたのは2件でございました。

負の影響の回避・最小化の状況ですけれども、IPPIは世銀のOP4.10 Annex Bを参照として、先住民族計画がつくられておりました。

論点といたしましては、現在の先住民族計画OP4.10 Annex Bを参照していますので、こちら右側に論点として、先住民族配慮の構成要素については、新しいESSを参照する必要があるかと思っております。

3ポツ目の中間報告書案ですけれども、38件のうちIPP案件は2件。いずれもIPPの要素を取り入れてRAPが作成されてございました。RAPの中にIPPの要素が含まれて、作成されておりました。もしくはVulnerable People's Planという形で作成されてございました。

4ポツ目、これはFPICの実施状況ですけれども、インドの少数民族案件においては、いずれの案件においてもFPICの実施が確認されました。

一番下ですけれども、JICAのガイドラインには、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるように務めなければならない」と記載されています。要は、「自由で事前な協議」なんです。新しい世銀のポリシーでは、「自由で事前の協議」ではなく、次のページにあって、「自由で事前の合意」。同じFPICなんですけれども、自由で事前のConsultationではなくて、Consentに要件が変わってございます。協議と合意はかなり違うものでございますので、論点といたしましては、このFPICの定義について、論点に含めさせていただきました。

モニタリングは割愛させていただきます。

20ページ目の別紙2、カテゴリAに必要な環境アセスメントでございしますが、こちらにおきましても、右側に書いたとおり、現行のガイドラインでは世銀の昔のセーフガードポリシーに基づくEIA報告書の内容が求められておりますので、新しいES1 Annex 1のESIAの構成要素を含むかどうかということが論点になってこようかと思っております。

20ページの、先ほどの2ポツ目の中間報告書のところに書いたんですけれども、今回、実施機関と聞いて、よくご意見としていただいたのが、複製の可否について、インターネットがかなり普及していることから、インターネット上での公開で複製可と

みなすという実施機関も多うございました。これまでインターネットというのは、普及率は必ずしも高いわけではなかったんですけれども、今後、インターネットで公開ということをもって複製化とみなすことも、一つ再検討も必要と思われるということに記載させていただきました。

左側の別紙3、影響を及ぼしやすいセクターの該当。

上期対象案件、当該セクターに該当するものは2案件でした。農業案件ですとか、下水案件に該当するのは2案件でございました。いずれも農業セクター及び影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当する案件でございました。ですのでカテゴリAに分類されてございました。

モニタリングについて、一番最後の別紙6、モニタリングについては、調査によると、EIAのモニタリング項目については工事中・供用時の区分は確認が行われてございました。

ただ、環境基準の記載については、相手国の基準値の有無によってばらつきが見られたので、必ずしも記載されていない場合も確認できました。しかしその後、未記載の要件については、JICAからモニタリングフォームの改善について、先ほどのあれからもありましたけれども、実施機関に申し入れを行っている状況でございます。

以上で、論点（案）の説明を終わらせていただきます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、全体としては38件のレビューに基づいて、おおむね28だったか、30弱の論点を現在のところ抽出されて、その経緯についてご説明いただいたということです。

先ほどお話がありましたとおり、私どもも、すぐにこれを全部消化するのはなかなか難しいことですので、1月25日までには任意にご意見などを事務局にお送りする。

○永井 ご意見があれば、いただければと思います。

○原嶋委員長 任意という形で。わかりました。

ということで、これについては助言委員会の委員だけではなくて、その他の関心のある方々に、広くそういう機会を頂戴するというところでよろしいですね。

○永井 はい、助言委員会として、まず意見は頂戴したいと思っています。助言委員会の委員から。

ただ、それ以外のオブザーバーを含めて、ネットで公開しますので、ご意見があれば、それは別途また対応したいと考えております。ほかの方の意見もまとめて助言委員会となると、なかなかタイミングが合わないこともあろうかと思っておりますので、助言委員会の意見は助言委員会の意見として、ご回答したいと思っています。

○原嶋委員長 ということで、そういったことを前提の上に、大きなポイントについて確認したいことや質問などございましたら、ここで一通り時間の許す範囲で頂戴をして、それで次の段階での意見聴取ということにしたいと思っておりますけれども、時間が限られておりますので、それぞれはコンパクトにお願いしたいと思いますけれども、

ご発言がございましたら、まずどうぞ。

○作本委員 本当に大きい項目だけ。ここでイエス、ノーと言っていたかかなくて、もちろん結構です。少し気になった点で、まず異議申し立ての手続がありますね、それが今回のこの手続というか、ガイドラインとどこかがかかわる部分があるかと思えます。その点について検討しなくていいのかなというのが1つ目。

あと、やっぱり今回、開発協力大綱ができて、大きく民間投資を含めたガイドライン策定ということになりますが、PPPですね、そういうようなことで、大きくガイドラインの性格も変わるかと思うんです。そういう意味で、大前提のところはSDGsだとか、国際社会全体では、高い理念というか、目標は大事なんですけれども、やはり今回、民間投融資を入れると、やはりOECDの、さっきコモンアプローチは入れられましたけれども、それ以外に、例えばタイなんかでも、世銀が進めるところの健康アセスなんてありますよね、そういうような、労働とか労働条件ですか、ILOの第三者を守るそういう条約だとか。

そう考えると、根拠になるものが、今度は今までよりももっと増えてしまいます。抽象的なものから具体的なILO条約であるとか、あるいは人権規約であるとかですが。あと、ビジネスと人権とか、サプライチェーンとか、いろんなところまで各条約が手足を伸ばしているというか、関心事項が拡大していますので、どこまでJICAさんが対応できるかというやっかいな問題があるかと思えます。

以上です。

○原嶋委員長 まず、ご意見だけ幾つかいただいて。

ほかにございますでしょうか。

○源氏田委員 教えていただきたい点があつて質問させていただくのですが、9ページに「戦略的環境アセスメント」というのが出ているのですが、これは実際にJICAで、例えば電力のマスタープランとか、あるいは道路のマスタープランとか、そういった計画、プログラムの段階でSEAを実際にやった経験があるのかということと、今後の方針について確認をさせていただければと思います。

○原嶋委員長 後ほど、まとめて答えるということで。

○山岡委員 協調融資案件に関するコモンアプローチなんですけれども、導入したほうが、効率化は図れるというふうには思うんですけれども、今回かなり世銀も人権とか、あるいはステークホルダーマネジメントとか、新しい項目など、アプローチを出している中で、現実的に協調融資案件で、いわゆるどちらかの手法でやるというような調整とか、そういうものが現実的に、本当にできるんでしょうかというのが疑問としてあります。

○原嶋委員長 ほかにございますでしょうか。今、質問としては2点ございましたけれども。

それでは、今2点いただきましたSEAの実施状況と、協調融資のコモンアプローチの

調整の実務的な対応についてお答えいただけますか。

○永井 まず、SEAについては、現行のガイドラインにも、「マスタープランを実施する場合にはSEAを行う」と書いてありますので、実際には適用してございます。カテゴリA案件のマスタープランもございまして、助言委員会でも、マスタープランをご説明する際には、SEAの概念を用いて調査、ご報告をさせていただいているということで、既にガイドラインにも書いてありますし、実際にやっているというものでございます。

2点目のコモンアプローチについては、これから世銀もやろうとしているもので、できるのかと言われると、私も正直、「わからない」と。ただ、その可能性は残しておいたほうがいいと思っていて、特にガイドラインというのは5年、10年続くものでございますので、その扉を閉ざさないほうがいいかなと私は思っております。

○原嶋委員長 石田さん。

○石田委員 手短かに言います。15ページのところで、生息地区分の追加を大きく踏み込んだなと思って拝見していたんです。つまり、今までほとんど対象とされてこなかったような、例えば農地や植林地だとか、人間の手が入ったところまで対象としようというところで、とても好ましい傾向だと思います。私たちもいつもそういうことを言っているのです。

ただ、方法論をどうするのかという、非常に興味があるので、もし世銀がそういうところまで踏み込んだ方法論の紹介だとか、ガイドラインを世銀の文書で紹介しているのであれば教えてください。今、ざっと見たら、ESS6にはそれは書いていないです。

○永井 ないです。世銀のESS6の、これの確認方法に関する、例えばグッドプラクティスノートですとか、そういうものは、私の中で理解では、まだ出ていない。このガイドラインは2020年以降になると思いますので、その間には世銀に実績が積み上がってくるんだと思うんです。これだけにかかわらず、2年、3年のギャップがまだありますので、その中で確認をできればと思っています。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○永井 あと、決して論点に挙げたからといって、ガイドラインに入れると言っているわけではない。あくまでも議論の論点としてご提示した。これは前回も同じことで、JICAから改定案を示すことはないと思っていまして、こういう論点がありますねということで、今回お示ししたものでございます。

○石田委員 もちろんそれは承知していますし、とても参考になります。ありがとうございます。

○掛川委員 気候変動の考慮についてなんですけれども、今伺ったところだと、気候変動の影響に耐え得るようなインフラ設置を考えていくですとか、12ページのところには、GHGの排出量の算出で評価の状況の確認というところはあるんですけれども、

特に世銀のほうでは、その活動のエネルギー源について、よりクリーンな、もしくはより再生可能エネルギーを使つての事業といったことでの改定とかは見られたんでしょうか。また、それについてJICAのほうでは、特に論点としては今後どのように考えるでしょうか。

○永井 ガイドラインにおいては、どこのセクターに貸すとか、集中的に貸そうということは、定める予定はないですし、国際機関においても、どういう環境社会配慮をするかというのはありますけれども、どの分野に集中的に貸していきましようとかというのは、あくまでもそれは違うポリシーですので、どこに貸すかというのは、世銀の持っている別のエナジーポリシーとか、そういうところで定められているものと考えています。そういう理解をしていますし、世銀のESFでも特段そこは見られなかったと思っています。

JICAのガイドラインにおいても、どこの分野に貸す、貸さないというのは、定める予定はございません。

○掛川委員 誤解があったかもしれないです。その分野ではなくて、その活動に対する、事業ができることによって、その事業を動かすエネルギー源をどういうところで見えていきましようという、よりクリーンなエネルギー源、いわゆる再エネとかを進めるような形も一つの観点になりますよというようなレビューは、世銀側ではなかったですか。

○永井 すみません、勉強不足でわからないので、そこは確認したいと思います。

○日比委員 今の気候変動のところでは少しフォローなんですけれども、すぐに答えが出るということではない、非常に難しい点かなとは思いますが。今まさに掛川委員がおっしゃっていたのかぶる部分なんですけれども、今整理していただいて論点になり得るんじゃないかご提示頂いているのは、排出量の推計をするかしないか、どこまでするかということになっているんですけれども、今まさに委員がおっしゃったような、例えば、世銀であれば、もう石炭には出さないという前提があつての推計と、例えば石炭火力が今後もまだ続くとした場合の推計とで、全然排出量を推計する意味が違って来る。特にパリ協定への影響、あるいは貢献を考えたときに、同じように事業による排出量を測っているとしても、そのインパクトは全然違うという、全体のポートフォリオを比べたときに全然インパクトが変わってくるという可能性が出てくるので、このGHGの排出量を算定します、しませんだけで、JICA事業の気候変動影響をはかるというのは、ちょっと不完全かなというふうには感じます。

○永井 まず、世銀の石炭火力ですけれども、「やらないと」はまだ言っていない、可能性は残していると、私は正確には理解しています。

世銀の場合においては、その石炭火力に関する施策については、セーフガードポリシーに書いてあるわけではなくて、違う文書で書いてあります。日本に、JICAにおいても翻って考えると、石炭火力をどうするかという方針については、日本政府の方針

に従うところが大きいところで、環境ガイドラインという文書において、そこを許容する、しないとかという議論はできない、しにくいと考えています。

○原嶋委員長 一応2つに分かれまして、ファイナンスするときに脱炭素、低炭素の事業を選好するかという、その意思決定の問題と、何かの事業をしたときに、温室効果ガスをちゃんとはかりましょうという話と2つが混在していますので。どちらかというところ、掛川委員、日比委員は、ファイナンスするときに、既に低炭素に向けた事業を選好するというところを織り込んでいく必要があるということです。けれども、多分、永井さんは、そこは別のセクションでと。事業そのもののGHGはちゃんとはかっているということ、ここではちゃんと出ているので、性質が若干違うので、一緒に議論しても、なかなか議論ができないですし、そこをどう折り合うのかは、一つ議論の余地があるかもしれません。

○掛川委員 もちろん、最終的には外務省との協議であったりとか、最終的な政府の決定にはなるかもしれないんですけども、その政策プラス、やはりガイドラインという意味では、私個人としては、やはりそういった、今後本当にパリ協定の実践のため、脱炭素に向けてどうするかという意味では、このガイドラインもきちんと役目を果たすべきかなとは思っています。

○永井 そういう意味では、理念ですとか基本方針のところパリ協定を含めさせていただきました。そういう理念という意味では書かせていただきましたけれども、個別事業を検討する際においてはなかなか難しい。まずはどれだけGHGを排出しているかということから積算することからスタートするのではないかなと思います。

○原嶋委員長 そういう意味では、日比委員、掛川委員が今おっしゃったことは、これと言うと1ページ目の論点の、パリ協定といった国際的潮流への対応の中で、そういったことが実現できるかどうかということなんだろうと思いますけれども。どこまでできるかは、今、多分誰もお答えはできないと思いますけれども、一つの論点としては、かなり大きな問題だと思えます。

○林副委員長 ご説明ありがとうございます。お聞きしたいんですけども、1ページの理念とか、目的とか、定義とか、その辺の話として、開発大綱とか、いろいろ載っているんですけども、改定するか、しないか、これから議論ということではあるんですが、もしこれが次のステップに行ったときに、次の検討をするのは10年ぐらい後で、2030年ぐらいになると思うんですが、それを見据えて議論をする必要があるのではないかとということで、例えば、世銀とかが新しく変えたときに、そういうあたりをどのように捉えて問題を整理したのかというあたりの整理は、ここでは1.1から1.4とか、そのあたりに入ってくる話なんですか。それがまとめて、ここに1の1から4までに入っているという理解でいいですか。

○永井 直接のお答えになっているかわからないですけども、現行のガイドラインにも、具体的な協定名とか方針名は記載なく、それを包括した基本理念が書いてある。

それはご指摘のとおり、政策とか、協定とかは変わり得るので、それを包括した基本的な概念が理念のところに書かれているという理解です。

ですので、今こういう概念があるけれども、多分ガイドライン改定になった場合には、それを踏まえて、先を見越して、こういう理念というのを残すということに、まずなってくるかなと。

だから、ガイドライン自体に書くかということ、ちょっと違う。例えば、「質の高いインフラ」と、多分ガイドラインになかなか書きにくいところがあるのかなと思っていますので、まずこのガイドラインの理念の考え方は、今こういう潮流があるので、これをどう理念に落とし込むかということが1点目かなと思っています。

世銀がそこをどう捉えているかということですね。

○林副委員長 そうです。

○永井 そこは、世銀のポリシーにおいては、世銀のESFにおいても、個別の条約については言及をしていない状況でございます。具体的にこれという文言はないという状況でした。

逆に言えば、こういうポリシーを踏まえて、こういう世の中の流れを踏まえて、こういう理念でいきましょうという整理になっていました。

○作本委員 本当にマクロのことだけに。今の林委員がおっしゃったような、例えば、本当に重要なことが起きた場合には、温暖化がこれから進むかわからないし、プラスチックがだめだという時代が来るかもしれませんので、そういうような場合には、5年あるいは10年の見直しとは別に、何か移行条項というか、暫定条項というか、そういうような仕組みを考えられないかなというのが1つ目。それはアイデアだけです。

2つ目が、ご説明は8ページにあったかと思うんですけども、ゼロオプションというものをご紹介されたような気がするんですが、この助言という役割の委員会の中で、このガイドラインを我々が利用する場合に、ゼロオプションで、「このプロジェクトをやめてもいいんでしょう」というような、「やめてくれませんか」なんていうことを言ってしまうといいのかと。そういう考え方があるのかなというのが2つ目。お答えは今ありません。

3つ目が、JBICもやはり民間の融資をしているわけです。JBICさんは、今彼らのガイドラインを独自に持っているわけですが、今後どういう予定で改定するのか、そことの調整が必要な部分があるのかなということをおもいました。

以上です。

○原嶋委員長 今のはご意見として承っておくということによろしいですか。

○作本委員 特に質問ではありませんけれども、いろいろ思いつきで。

○原嶋委員長 ほかにございませんでしょうか。時間の制約もございますので最後になりますけれども。

○村山委員 まだ十分消化し切れていないのですけれども、今回の整理は、40件マイ

ナス2でしたでしょうか、それをベースに、ほかの外部環境も含めてということだったと思うのですが、例えば、今日の表であまり詳しくは書いていないんですけども、助言委員会に参加していて、ガイドラインを少し変えたほうが良いなというところもあるのですが、そういうところについては、どんどん意見を出していったらよいということでしょうか。

○永井 どんどん意見を出していただいて。というか、今お話を聞いて、せっかく論点をまとめさせていただいているので、その中でガイドラインの改定のベースとなるものも結構ありましたので、我々のほうも、過去の論点についてはもう一回見てみたいと思っておりますが、もしご意見があれば、いただければと思います。

○村山委員 例えば、配慮すべき項目のリストとか、以前行われた運用の見直しも、幾つかは反映されていると思うのですが、全てではない。ほかの機関のリファアーをしている部分もあると思うのですが、そのあたりも含めて一度チェックをしたほうが良いかなという気がしています。

○永井 運用見直しにつきましては、こちらに書かせていただきましたけれども、今回の調査には間に合わなかったので、確認結果は、最終報告書に含めてご説明したいと思っております。ですので、運用見直しについては最終報告書でご説明、確認というふうにさせていただいております。

○原嶋委員長 ほかによろしいでしょうか。せっかくの機会ですので、もしオブザーバーの方でご発言があれば。

○重田委員 意見ですけども、異議申し立てがあった場合のフォローですね、異議申し立てがあつて、それで終わってしまうのか、それが続いていくのかというところが、現に協議している案件が今あつて、それがどうなっていくのかということはこのガイドラインで触れておく必要があるのか、そこを教えてください。

○折田 企画部の折田と申します。よろしくお願いたします。

異議申し立て制度につきましては、異議申し立て要綱の16条というところで、どういう形でその見直しをするかというのを定めてございます。そちらでは、原則としてガイドラインの見直しに合わせて実施するということになっていきますので、現在は、そのレビュー調査による論点整理ということで、中間報告をお話しさせていただいておりますけれども、最終報告が出て、包括的な検討が行われるときには、あわせて異議申し立て制度自体についても、これまでいただいた諸点を十分踏まえながら検討していきたいと考えています。

○重田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、繰り返しお話ししているとおり、1月25日をつまの締め切りとさせていただいて、事務局までコメントやご意見を、遠慮なく、任意にお願いしたいというふうに存じます。

それでは、一応この件も締めくくりとさせていただいて、最後に今後の会合スケジュールということで、よろしくお願いします。

○永井 今後、6ポツですけれども、次回は2019年2月4日月曜日、午後2時からJICA本部で開催させていただきます。

よろしくお願いします。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

これで本日の会合は終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時56分閉会